

第4次宇都宮市男女共同参画行動計画

【平成30年度～平成34年度】

平成30年3月

宇 都 宮 市

はじめに

目次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の期間	2
第2章 計画策定の背景	3
1 男女共同参画を取り巻く社会の動向	3
2 データ等からみる本市の現状と課題	8
3 「第3次宇都宮市男女共同参画行動計画」 における取組の評価と課題	18
4 課題の総括	34
第3章 計画の基本的な考え方	35
1 基本理念	35
2 目指すべき姿	36
3 目標値の考え方	36
4 重点施策の考え方	38
5 計画の体系	39
6 「第4次宇都宮市男女共同参画行動計画」の施策と事業	41
第4章 施策の展開	43
1 施策の具体的な展開	43
基本目標Ⅰ 男女共同参画社会に向けた行動を促す意識の変革	43
基本目標Ⅱ さまざまな分野における男女共同参画の推進	47
基本目標Ⅲ 人権が守られ尊重される社会に向けた環境整備	55
第5章 計画の推進	59
1 市民、事業者、関係団体等との協働	59
2 男女共同参画推進センター「アコール」 を中核とした男女共同参画の推進	59
3 推進体制	59
4 計画の進行管理	60
5 調査・研究	60

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

本市では、男女が互いに人権を尊重しつつ、喜びも責任も分かち合い、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を目指して、平成15年度に「宇都宮市男女共同参画推進条例」を制定し、これまで3次にわたる「宇都宮市男女共同参画行動計画」により、男女共同参画意識の醸成、ワーク・ライフ・バランスの推進、配偶者からの暴力対策などに取り組んできました。

特に、第3次行動計画（平成25年2月策定）では、1次・2次計画における男女共同参画の基盤づくりや環境づくりの取組を地域や社会などにおける市民の行動につなげるため、家庭、学校、事業者、行政等が一丸となって事業に取り組んできましたが、意思決定の場における女性の参画や男性の家庭参画など、さらなる推進が求められています。

こうした中、国においては、平成27年8月、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下、「女性活躍推進」という。）が成立し、女性の採用・登用・能力開発等のための計画の策定を事業主や地方公共団体に求めるなど、女性の活躍の動きは急速に進んでいます。さらに、同年12月に閣議決定された「第4次男女共同参画基本計画」においても、女性の活躍を推進するためには、男性中心型労働慣行等を変革することが重要であることから、男性の働き方等の見直しに焦点を当てた施策がクローズアップされるなど、男女共同参画の実現に向けた取組も新たな動きが広がっています。

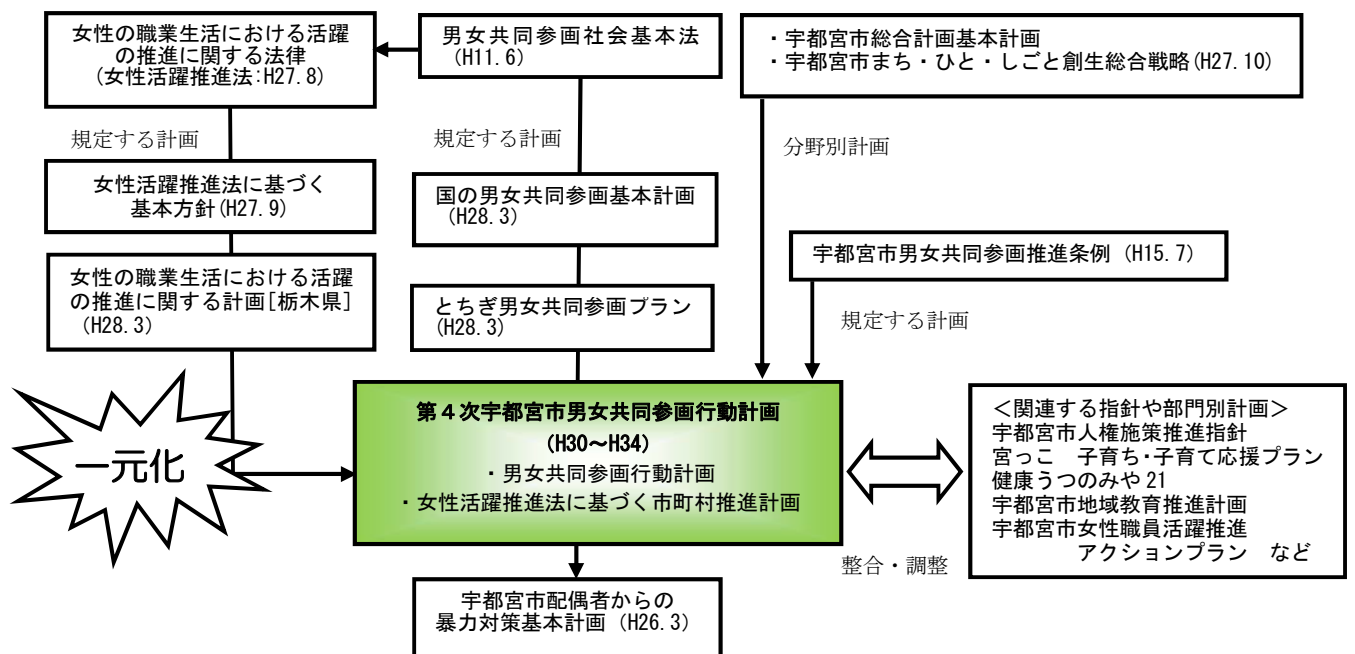
また、人権尊重の視点からは、近年、女性に対する暴力の多様化に加え、LGBTなどを理由に困難な状況に置かれている方々も多く、これらの課題にも対応していくことが必要となっています。

こうしたことから、今後、人口減少・少子超高齢化の進展のなか、本市の市民一人ひとりの人権が尊重され、持てる能力を十分発揮していける社会に向け、女性活躍をはじめ、新たな人権課題にも対応しながら、男女共同参画推進施策を総合的かつ一体的に取り組むため、「第4次宇都宮市男女共同参画行動計画」を策定するものです。

2 計画の位置づけ

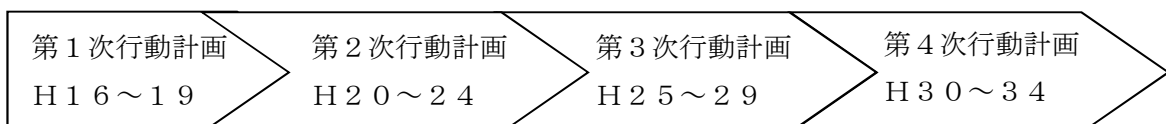
- (1) この計画は、男女共同参画社会基本法第14条第3項に規定する「市町村計画」です。
- (2) この計画は、「第6次宇都宮市総合計画」の分野別計画です。
- (3) この計画は、「宇都宮市男女共同参画推進条例」第8条第1項に規定する計画です。
- (4) この計画は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条に規定する「市町村推進計画」です。
- (5) この計画は、「宇都宮市配偶者からの暴力対策基本計画」の上位に位置づける計画です。

計画の位置づけ（イメージ図）



3 計画の期間

この計画の期間は、平成30（2018）年度～平成34（2022）年度までの5か年とします。ただし、社会情勢の変化や計画の進捗状況等により、計画の期間でも必要に応じて見直しをすることがあります。



第2章 計画策定の背景

1 男女共同参画を取り巻く社会の動向

(1) 世界の中の日本

- 2016年に発出された国連の女子差別撤廃委員会の最終見解では、2009年に勧告した「固定的な性別役割分担意識の解消」「女性に対する暴力に関する取組の強化」などを繰り返すとともに、新たに「夫婦同姓の強制などの差別的規定の改正」「セクハラ等の禁止と制裁の法制化」などを日本政府に強く要請しています。
- 2017年に国連開発計画（UNDP）が発表した「人間開発報告書」及び世界経済フォーラムによると、人間開発指数（HDI）やジェンダー不平等指数（GII）は世界でも高い順位となっていますが、管理職や国会議員に占める女性比率など性別による格差を明らかにしたジェンダー・ギャップ指数（GGI）は114位と低い状況で、2015年より順位が下がっています。
- このように、日本は、他国と比べて、政治・経済活動などへの女性の参画が進まず、依然として男女格差が大きいことから、意思決定過程への参画など、女性の能力が十分に発揮できる社会づくりが求められます。

表1 HDI、GII、GGIにおける日本の順位

HDI 2015(平成27)年 (人間開発指数)※1		GII 2015(平成27)年 (ジェンダー不平等指数)※2		GGI 2017(平成29)年 (ジェンダー・ギャップ指数)※3				
順位	国名	HDI値	順位	国名	GII値	順位	国名	GGI値
1	ノルウェー	0.949	1	スイス	0.040	1	アイスランド	0.878
2	オーストラリア	0.939	2	デンマーク	0.041	2	ノルウェー	0.830
2	スイス	0.939	3	オランダ	0.044	3	フィンランド	0.823
4	ドイツ	0.926	4	スウェーデン	0.048	4	ルワンダ	0.822
5	デンマーク	0.925	5	アイスランド	0.051	5	スウェーデン	0.816
5	シンガポール	0.925	6	ノルウェー	0.053	6	ニカラグア	0.814
7	オランダ	0.924	6	スロヴェニア	0.053	7	スロベニア	0.805
8	アイルランド	0.923	8	フィンランド	0.056	8	アイルランド	0.794
9	アイスランド	0.921	9	ドイツ	0.066	9	ニュージーランド	0.791
10	カナダ・アメリカ	0.920	10	韓国	0.067	10	フィリピン	0.790
:			:			:		
17	日本	0.903	21	日本	0.116	114	日本	0.657
対象188か国			対象159か国			対象144か国		

※1 人間開発指数（HDI）

国連開発計画（UNDP）による指標で、「長寿で健康な生活」、「知識」及び「人間らしい生活の基準」という人間開発の3つの側面を測定したもの。具体的には、出世時の平均寿命、知識（平均就学年数及び予想就学年数）、一人当たりの国民総所得を用いて算出。

※2 ジェンダー不平等指数（GII）

国家の人間開発の達成が男女の不等によってどの程度妨げられているかを明らかにするもので、保健分野、エンパワーメント、労働市場の3つの側面から構成されるもの。具体的には、女性国会議員の割合や出生数、男女別労働力率の割合等を用いて算出。

※3 ジェンダー・ギャップ指数（GGI）

世界経済フォーラムが、経済・教育・政治・保健分野における各国内の男女間の格差を数値化シランク付けしたもので、性別による格差を明らかにできる。0が完全不平等、1が完全平等を意味する。具体的には労働力率や管理職・専門職に占める比率、識字率、健康寿命、国会議員に占める比率等を用いて算出。

(2) 国の動き

ア 女性活躍推進

○ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

(平成27年8月制定, 9月一部施行, 平成28年4月全面施行)

女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し, もって男女の人権が尊重され, かつ, 急速な少子高齢化の進展, 国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的として制定されました。

法の施行により, 女性の採用・登用・能力開発のための事業主行動計画の策定を国や地方公共団体, 民間事業者(労働者300人以下は努力義務)に義務付けるとともに, 地方公共団体に女性の職業生活における活躍についての推進計画の策定を求めています。

イ 男女共同参画の推進

○ 男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針の策定(平成25年5月策定)

過去の災害対応における経験を基に, 男女共同参画の視点から, 必要な対策・対応について, 予防, 応急, 復旧・復興等の各段階において地方公共団体が取り組む際の基本的事項を示した指針が策定されました。

また, 内閣府の「平成28年熊本地震対応状況調査報告(平成29年3月)」において, 改めて, 平時からの男女共同参画の視点による取組の重要性を指摘しています。

○ 第4次男女共同参画基本計画の策定(平成27年12月閣議決定)

男女共同参画基本法に基づき, 施策の総合的かつ計画的推進を図るため, 平成37年度末までの「基本的な考え方」並びに平成32年度末までを見通した「施策の基本的方向」及び「具体的な取組」を定めた「第4次男女共同参画行動計画」が閣議決定されました。

【第4次基本計画において改めて強調している視点】

- ① 女性の活躍推進に向けた男性中心型労働慣行等の変革
- ② あらゆる分野における女性の参画拡大
- ③ 困難な状況を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備
- ④ 男女共同参画の視点に立った防災・復興体制の確立
- ⑤ 女性に対する暴力の根絶に向けた取り組みの強化
- ⑥ 男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献
- ⑦ 地域の実情に応じた推進体制の強化

ウ 働き方改革実行計画の決定（平成29年3月決定）

一人ひとりの意思や能力，そしておかれた個々の事情に応じた，多様で柔軟な働き方を選択可能とする社会を追及するとともに，働く人の視点に立って，労働制度の抜本改革を行い，企業文化や風土を変えるための「働き方改革実行計画」が決定されました。

- 【項目】
- ① 非正規雇用の処遇改善
 - ② 賃金の引き上げと労働生産性向上
 - ③ 長時間労働の是正
 - ④ 柔軟な働き方がしやすい環境整備
 - ⑤ 病気の治療，子育て介護等との仕事の両立，障害者就労の推進
 - ⑥ 外国人材の受け入れ
 - ⑦ 女性・若者が活躍しやすい環境整備
 - ⑧ 雇用の吸収力の高い産業への転職・再就職支援，人材育成，格差を固定化させない教育の充実
 - ⑨ 高齢者の就業促進

エ 女性に対する暴力・人権対策

○ 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」の改正 （平成25年7月改正）

デートDV等交際相手からの暴力や家族にまで危害が加えられる事件が発生したことをふまえて，「生活の本拠を同じくする」交際相手からの暴力等に対しても，防止法の対象となりました。

○ 改正男女雇用機会均等法の施行（平成26年7月施行，平成29年1月施行）

全国の労働局に寄せられる相談において同性間のセクハラ被害を訴えるケースが増えていることから，同性間でも相手の意に反するものであればセクハラに該当することになりました。

また，性別役割分担意識に基づく言動をなくしていくことがセクハラ防止のために重要だということが明記され，管理監督者または産業保健スタッフなどによる被害者のメンタルヘルス不調への相談対応が追加されました。

さらに，出産や介護による離職を防ぐため，妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント（マタハラ・パタハラ[※4]）についても防止措置を講じることが事業主に義務付けられました。

[※4]マタハラ・パタハラ

マタハラは，マタニティ・ハラスメントの略。職場における妊娠や出産等に関する嫌がらせ行為のこと。妊娠を理由に解雇，不利益な異動，減給・降格等不利益な取り扱いを行うこと。

パタハラは，パタニティ・ハラスメントの略。男性が育児参加を通じて自らの父性を発揮する権利や機会を職場の上司や同僚等が侵害する言動に及ぶこと。

○ 男女雇用機会均等法「事業主が職場における性的言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置についての指針（セクハラ指針）」の改正

（平成29年1月施行）

LGBT（レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダー）などの性的少数者に対する職場におけるセクハラも、セクハラ指針の対象となる旨が明確化されました。

○ 「いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・『JKビジネス』等被害防止月間」の設定（平成29年4月）

女性に対し、本人の意に反していわゆるアダルトビデオへの出演を強要する問題やいわゆる「JKビジネス」と呼ばれる営業により、児童が性的な被害に遭う問題など若年層の女性に対する性的な暴力に係る問題が深刻な状況にあることを踏まえ、平成29年4月を「AV出演強要・『JKビジネス』等被害防止月間」と位置付け、政府一体となって必要な取組を緊急かつ集中的に実施し、更なる実態把握、取締り等の強化、教育・啓発の強化、相談体制の充実、保護・自立支援の取組強化に取り組むこととしています。

○ 「ストーカー行為等の規制等に関する法律」の改正（平成29年6月施行）

ストーカー事件が年々増加していることや現行法に明記されていなかったSNSを使ったつきまとい行為を未然に防ぐため、規制対象行為の拡大等が図られたほか、禁止命令等の制度の見直し、ストーカー行為等に係る情報提供の禁止、罰則の見直し等が行われました。

(3) 県の動き

ア 男女共同参画推進

○ とちぎ男女共同参画プラン（四期計画）の策定（平成28年3月策定）

「男女が共に輝く“とちぎ”」の実現のため、これまでの「とちぎ男女共同参画プラン（三期計画）」の成果を踏まえるとともに、新たに「男性の家事・介護等への参画の促進」「多様なライフスタイルが選択できる環境の整備」「若年層や教職員を対象としたデートDV等防止の取組強化」などを盛り込んだ「とちぎ男女共同参画プラン（四期計画）」が策定されました。

イ 女性活躍推進

○ 女性の職業生活における活躍の推進に関する計画の策定

(平成28年3月策定)

「女性の職業生活における活躍（自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性とその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること）」の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「中小企業における一般事業主行動計画の策定の支援等」「男性の意識と職場風土の改革」「職業生活と家庭生活の両立のための環境整備」「ハラスメントのない職場の実現」「協議会（多様な主体による連携体制の構築）の設置の検討」を主な施策とする栃木県の計画が策定されました。

○ とちぎ女性活躍応援団の設立（平成28年9月設立）

知事をトップに、官民協働によるオール栃木体制で働き方改革や女性活躍を推進するため、産学官を始め、労働、医療・福祉、農林、建設・運輸、金融等様々な分野の県域をカバーする27の団体や企業で構成される「とちぎ女性活躍応援団」が設立されました。

ウ DV対策

○ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画（第3次改定版）の策定（平成29年3月策定）

第2次改定版が目標年次を迎えることから、これまでの取組状況や社会情勢等の変化等も踏まえるとともに、生活の根拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者についても法の適用対象とする平成25年6月のDV防止法の改正やDV防止法に基づく国の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針」の改正を反映させ、新たに「とちぎ性暴力被害者サポートセンターにおける性暴力等に関わる相談への対応」「デートDV防止等の啓発の充実」などを盛り込んだ「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画（第3次改定版）」が策定されました。

2 データ等からみる本市の現状と課題

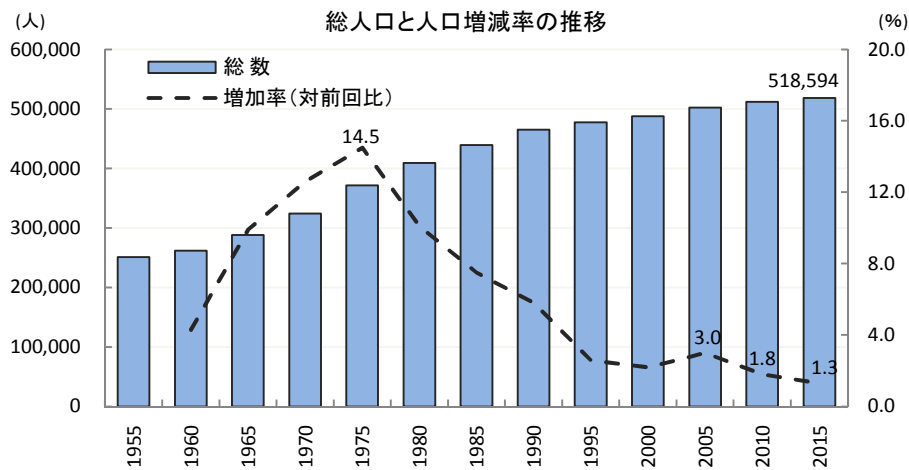
(1) 人口の推移と将来推計人口

本市の人口増加率は、1975年（昭和50年）の14.5%をピークに減少し始め、直近の2010年（平成22年）から2015（平成27年）の増加率は、1.3ポイントと最も低くなっています。

将来推計人口は、2018年（平成30年）をピークに、徐々に人口が減少し、2050年（平成62年）には451,960人（約87%）になると推計しています。

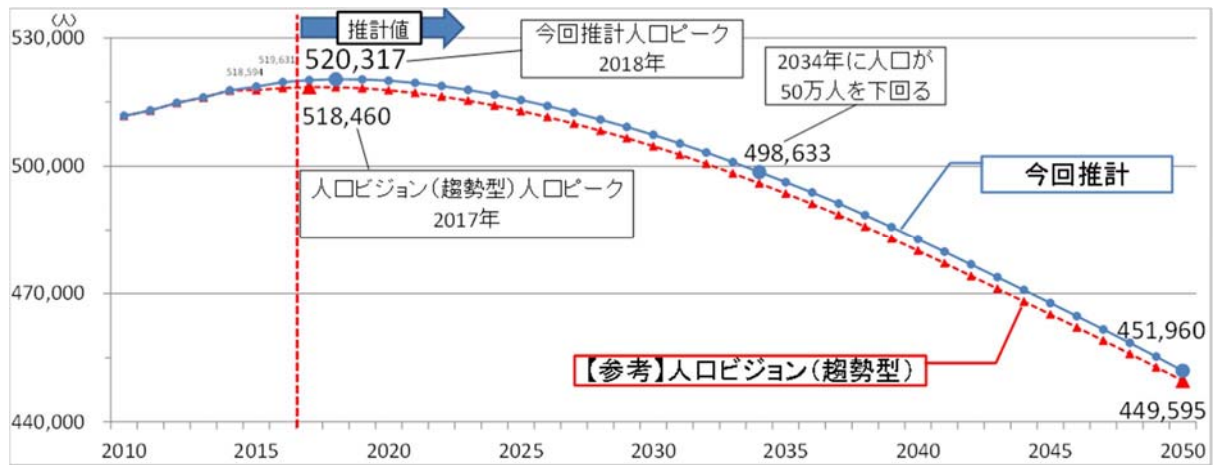
老年人口は、2015年と比較して2050年では、約5万人増加するのに対し、年少人口は約2.5万人、生産年齢人口は約9万人減少するものと推計しています。

- 今後、生産年齢人口が減少していくことから、地域経済の成長や地域活力の成長維持を支える人材として、女性や高齢者などの多様な主体が経済活動、地域活動に参加できるような環境づくりが重要になってきます。



出典：宇都宮市政策審議室

本市「趨勢型」の人口推移



出典：宇都宮市政策審議室

本市 年齢3区分別人口



出典：宇都宮市政策審議室

(2) 晩婚化と世帯構成の変化

本市では、平均初婚年齢は上昇傾向にあり、平成18年から平成27年の間に男女とも1歳あまり年齢が上がっており、晩婚化が進んでいます。

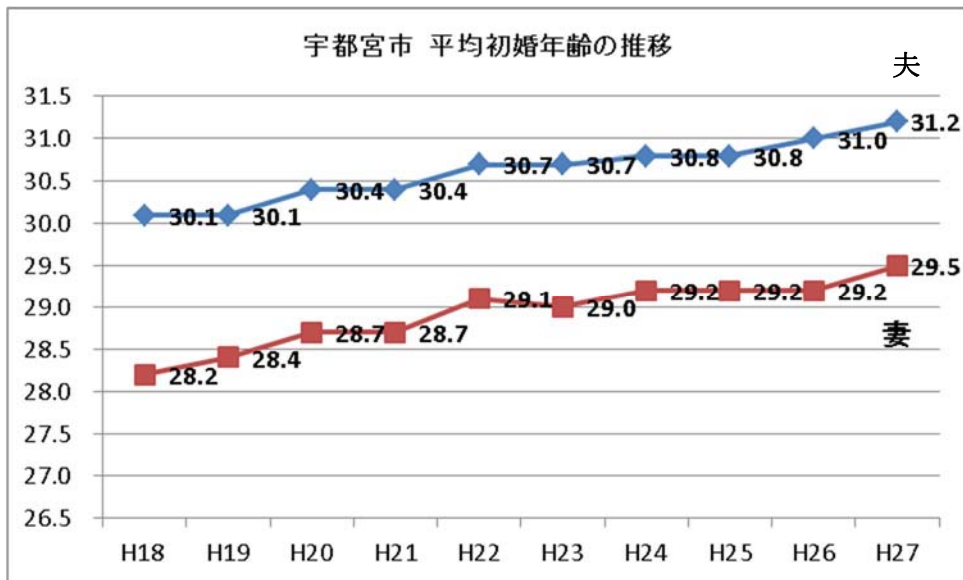
また、生涯未婚率は、男女とも全国と同様に上昇傾向が続いており、特に女性の伸びが高くなっています。

世帯構成でも、これまで多かった夫婦と子供から成る世帯が減少傾向にある一方で、単身世帯や夫婦のみの世帯、ひとり親と子供から成る世帯の割合が増加傾向となっています。

- 生涯未婚率の増加や単身世帯、ひとり親世帯の増加により、これまでは女性に多く見られた育児や介護による離職が、男性においても増加する可能性があり、また、自分の健康問題も抱えていくことになり、これまで以上に仕事と育児、介護、健康との両立が可能となる社会づくりが求められます。

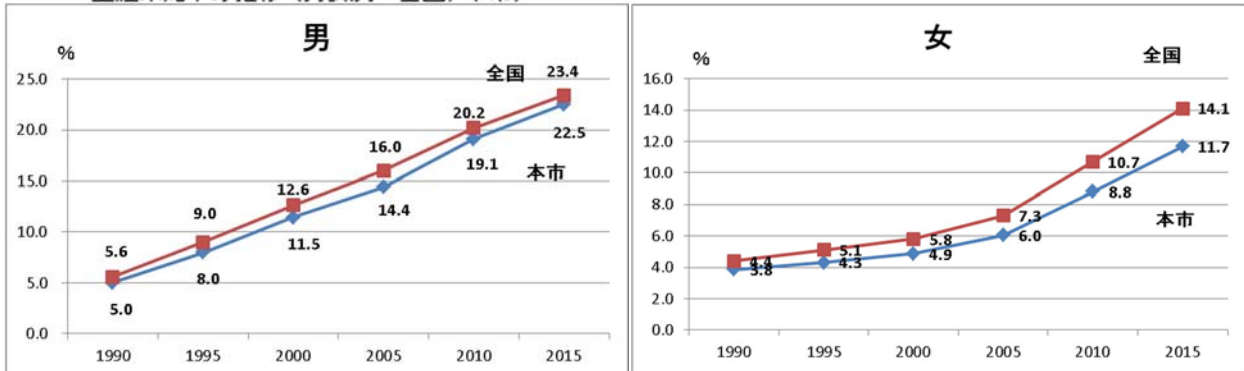
さらに、晩婚化に伴う晩産化は、育児と介護の期間が重なる「ダブルケア」と仕事の両立への対応が想定されます。

このようなことから、国において「介護離職ゼロ」が掲げられていますが、宇都宮市においても、性別に関わらず、仕事と介護等の両立が可能となる社会づくりに真剣に取り組んでいく必要があります。



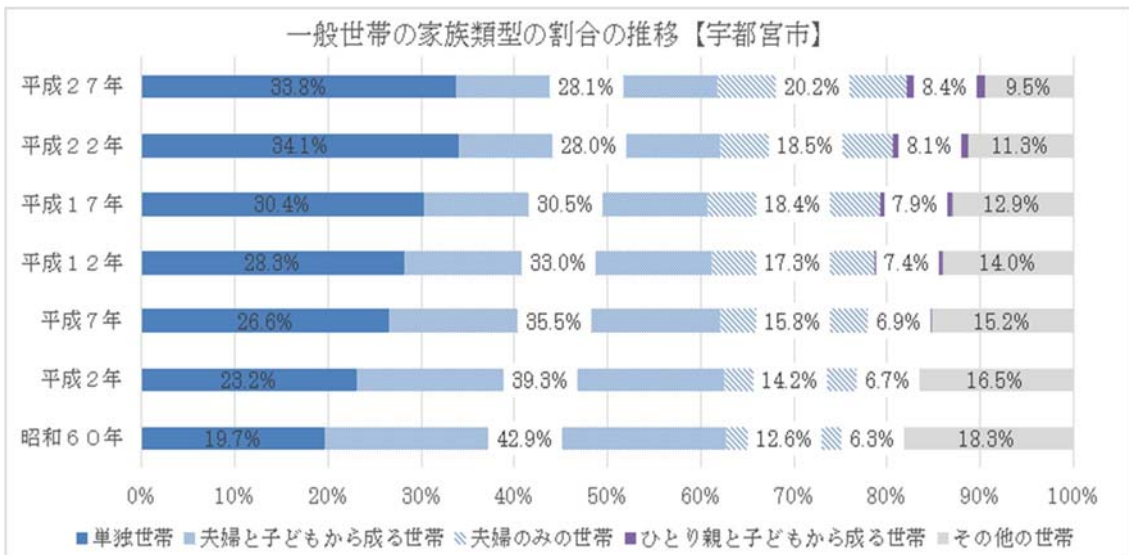
出典：宇都宮市統計書 平成28年版

生涯未婚率の推移(男女別 全国, 本市)



出典：総務省統計局「国勢調査」

一般世帯の家族類型の割合の推移【宇都宮市】



出典：総務省「国勢調査」

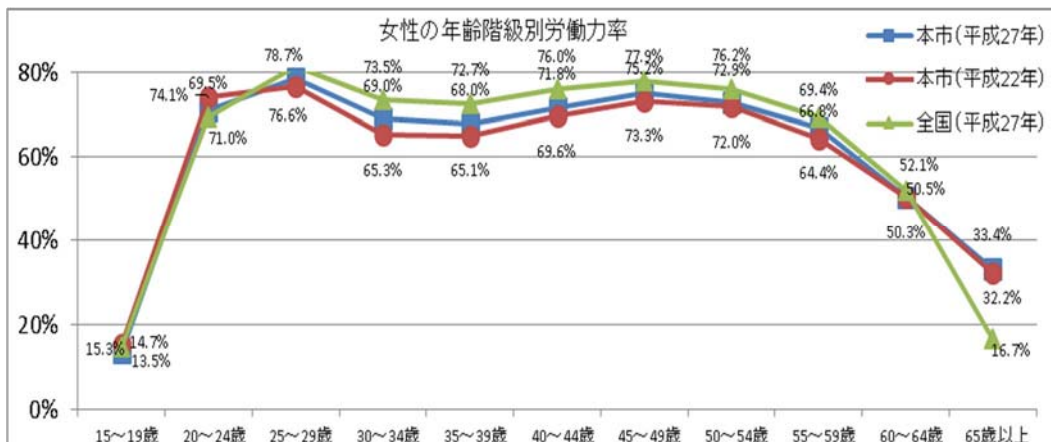
(3) 働く場における女性の活躍

依然として30歳～44歳の年齢層で、労働力は低下しており、平均初婚年齢と合わせて考えると、結婚・出産・子育て期にあたる女性が離職していると推測されます。

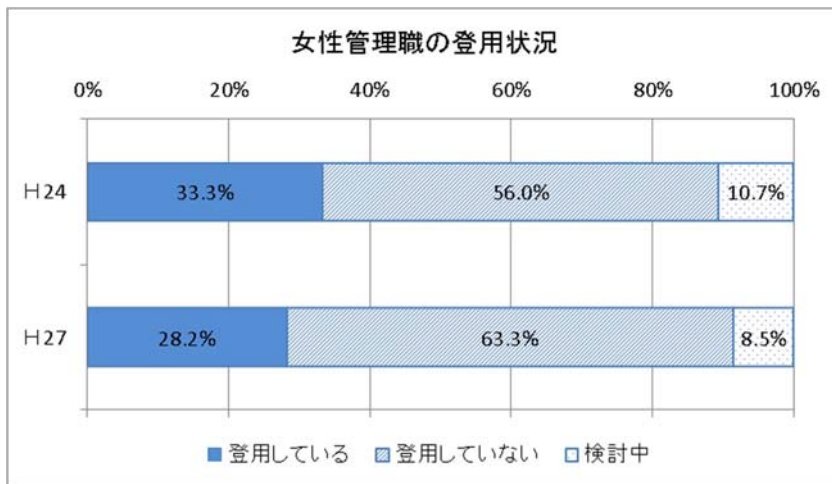
また、雇用形態では、パート・アルバイトの率が男性に比べて極端に高く、キャリアアップによる自己実現や管理職への登用にはつながりにくいことが伺え、市内事業所の女性管理職の登用状況も低下している状況です。

一方、男性は、子育て期にある30歳代、40歳代において、労働時間が長くなっており、平成27年においては、栃木県内の民間事業所における男性の育児休業取得率は2.5%と全国平均と同水準となっています。

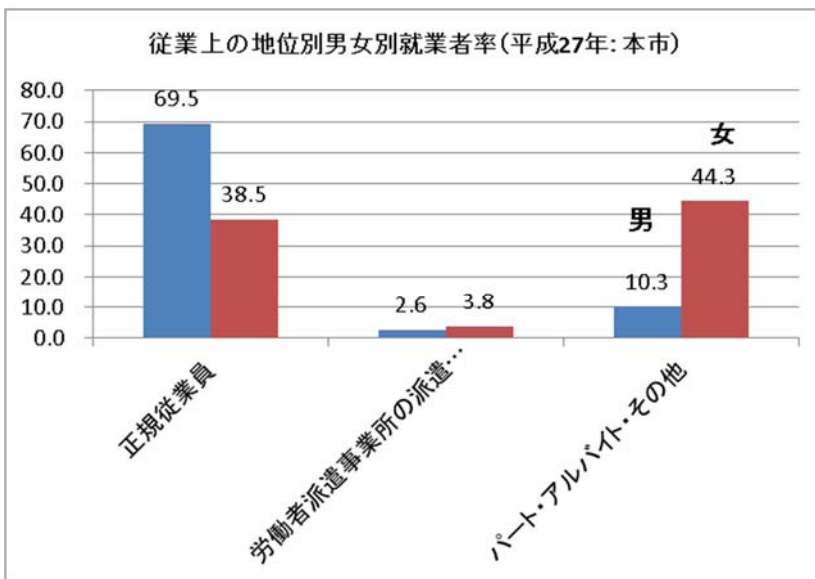
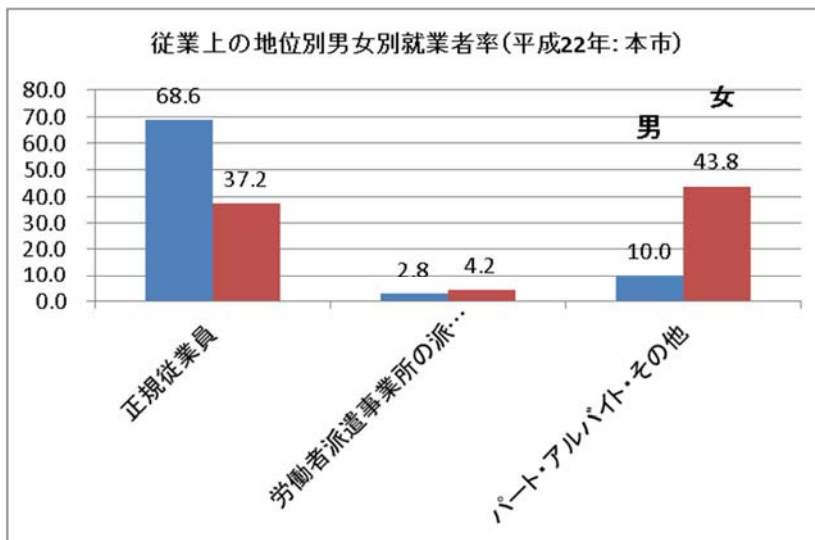
- 男女が互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現のため、女性も継続的に活躍できるよう、ライフイベントの変化に柔軟に対応できる職場環境の整備や長時間労働が当然とされている労働慣行の見直しを図り、多様な雇用形態や、起業支援、再就業につながる学び直しの機会の提供や、男性の家事・育児等の家庭生活への参画促進のための意識啓発など、効率的・効果的な施策の展開が必要です。



出典：総務省「国勢調査」

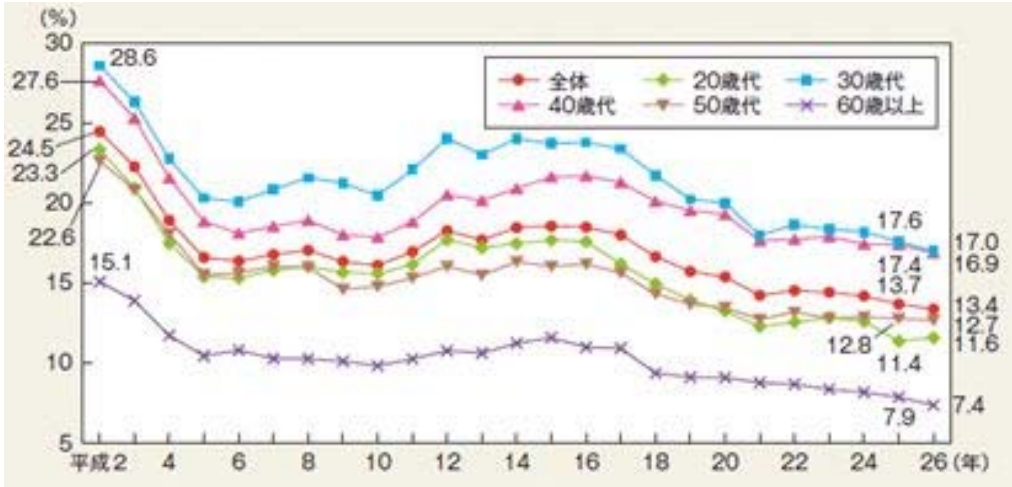


出典：宇都宮市・宇都宮商工会議所・うつのみや商工会「平成27年度労働条件実態調査報告書」

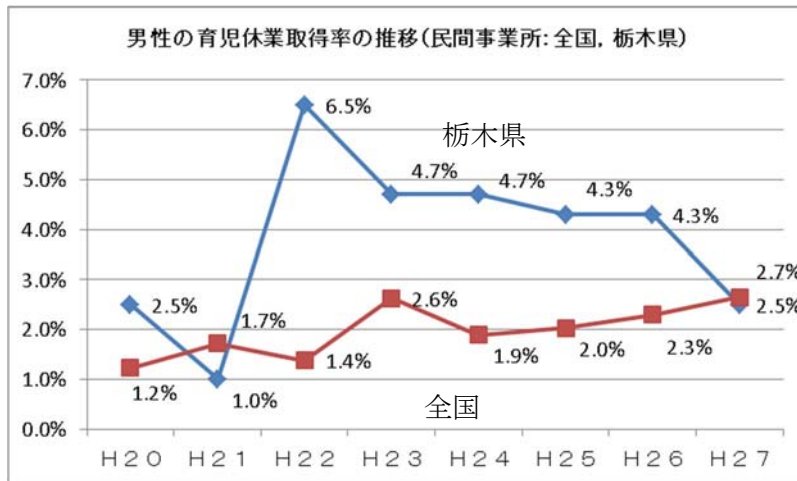


出典：総務省「国勢調査」

週労働時間60時間以上の男性就業者の割合（年齢階級別）



出典：総務省「労働力調査（基本集計）」



出典：厚生労働省「雇用均等基本調査」、栃木県「とちぎの労働環境事情」

(4) さまざまな分野における女性の活躍

本市の政治、行政、審議会等、自治会、防災分野における「指導的地位」に女性が占める割合などは、全国平均に達していない状況となっており、特に、行政、自治会、防災の分野が低い状況になっています。

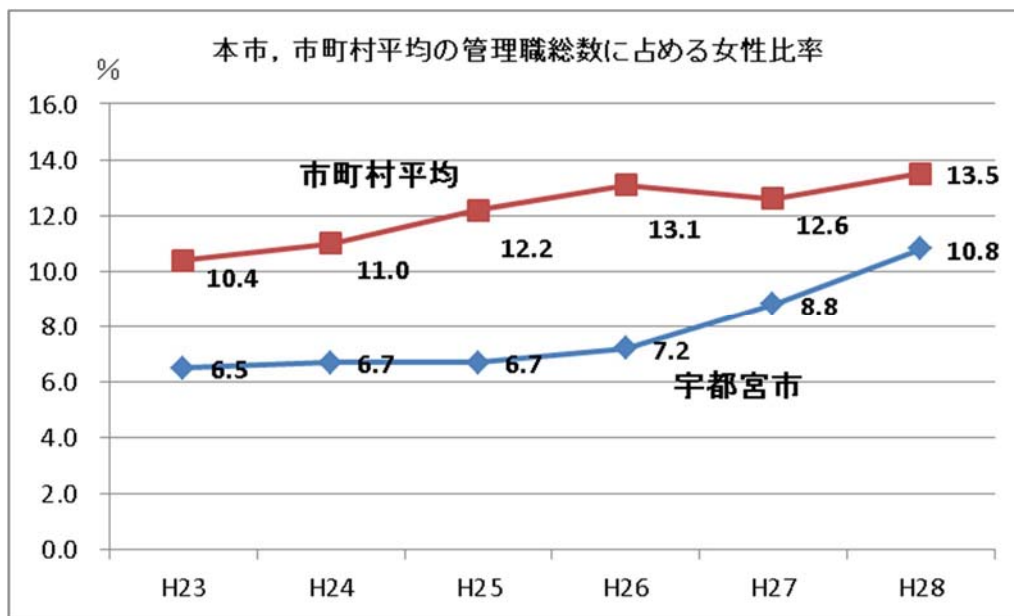
本市における管理職に占める女性の割合は、平成26年度まで横ばいが続いていましたが、「宇都宮市女性活躍アクションプラン（平成27年3月策定、平成28年3月一部変更）（以下、「本市アクションプラン」という。）」において、計画的に女性の育成と職場環境づくり等に取り組み、女性管理職の割合は年々上昇してきています。

- 政策・方針決定の場への女性の参画促進は、男女双方の意見を政策等に反映させるためにも、重要であり、行政として率先して市職員の女性活躍に取り組むとともに、今後、自治会や防災分野などにも働きかけていく必要があります。

各分野における主な「指導的地位」に女性が占める割合

分野		女性が占める割合
政治	地方議員（都道府県議会）	9.9%
	〃（市議会）	14.0%
	〃（宇都宮市議会）	13.3%
行政	地方公務員管理職（市区町村）	13.5%
	〃（宇都宮市）	10.8%
審議会等	地方公共団体の審議会等委員（市町村）	26.0%
	〃（宇都宮市）	24.6%
自治会	自治会長（全国平均）	5.2%
	〃（宇都宮市）	4.6%
防災	防災会議（市町村平均）	8.0%
	〃（宇都宮市）	6.5%

出典：内閣府「女性の政策・方針決定参画状況調べ」ほか。平成28年値。



出典：内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」

宇都宮市

(5) 男女間の暴力等

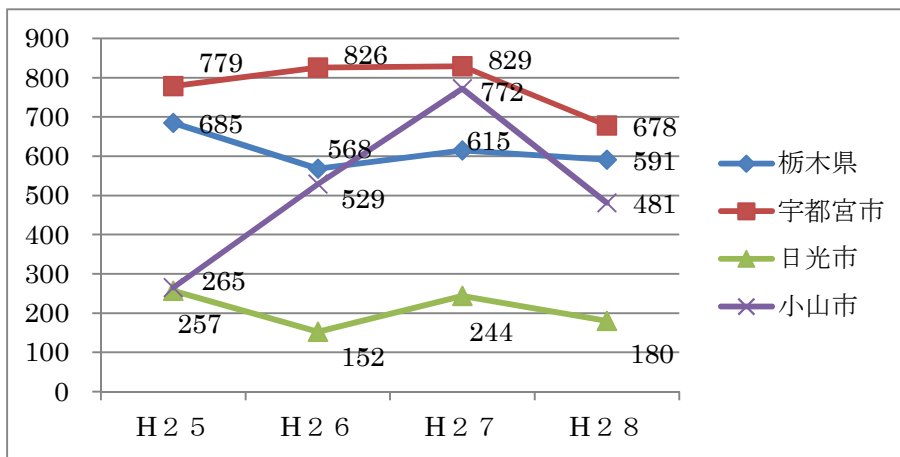
宇都宮市のDV相談件数は、平成25～平成27年度にかけて上昇傾向にありましたが、平成28年度は、前年度の約8割に減少し、栃木県及び県内他市においても減少傾向にあります。

また、宇都宮市におけるストーカーに係る相談件数は、平成28年度は平成27年度の2倍に増加し、平成25年度のピーク時に近くなりました。

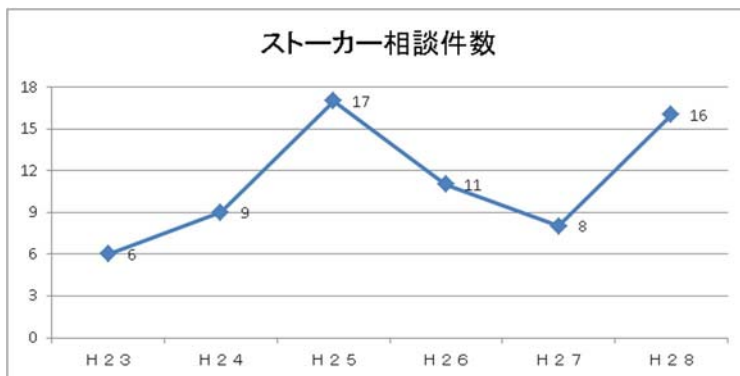
栃木県内の性暴力については、強姦認知件数がほぼ横ばいで推移していますが、強制わいせつ認知件数は、平成23年以降、平成27年度まで減少傾向にあります。

- 本市のDV相談件数は減少傾向にありますが、ストーカー行為などDV以外の暴力も含め、根絶するまでには至っていないため、その未然防止に向けた取組を推進し、暴力の根絶を図っていくとともに、被害者支援の充実、関係機関との連携を図る必要があります。

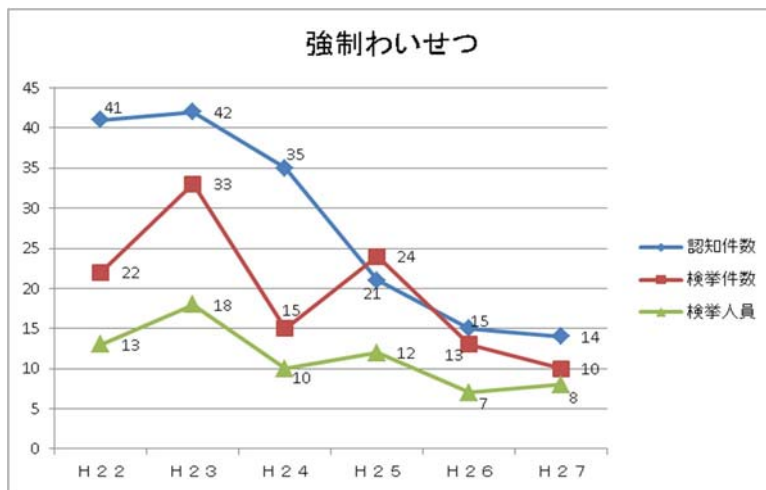
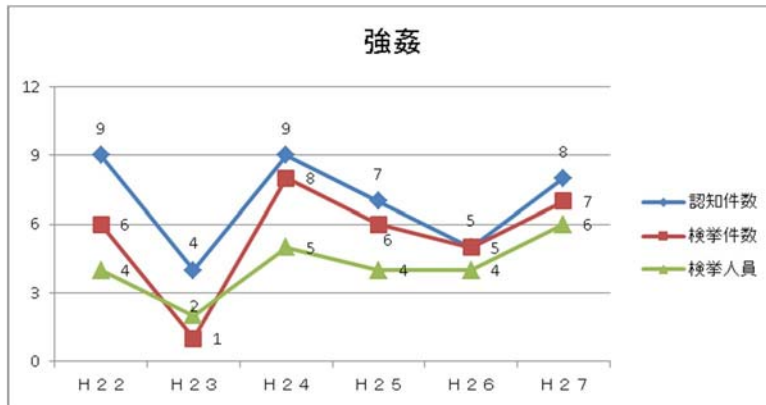
栃木県内の配偶者暴力相談支援センターにおけるDV相談件数



出典：とちぎ男女共同参画センター調べ（平成29年4月）



出典：宇都宮市



出典：栃木県警察本部「犯罪概況書」

3 「第3次宇都宮市男女共同参画行動計画」における取組の評価と課題

本市では、「第3次宇都宮市男女共同参画行動計画」及び「第2次宇都宮市配偶者からの暴力対策基本計画」に基づき、男女共同参画に関する施策・事業を実施してきました。

これまでの取組を評価するため、平成28年度に実施した市民意識調査結果等をもとに、成果指標の分析を行い、課題を抽出しました。

(1) 基本目標Ⅰ 男女共同参画意識が定着した社会の実現

成果指標	基準値 (平成23年度)	最新値 (平成28年度)	目標 (平成29年度)
社会全体で男女の地位が平等になっていると感じる市民の割合 (指標①)	20.2%	18.8%	30.0%
「男は仕事、女は家庭」という考え方について肯定的な市民の割合 (指標②)	9.4%	7.2%	5.0%

○施策の方向1 性別による固定的な役割分担や慣行の見直し

○施策の方向2 男女共同参画の視点に立った教育の推進

【主な取組】

- 性別による固定的な役割分担意識の見直しに向け、男女共同参画推進センターにおける市民講座や出前講座をはじめ、男女共同参画強化月間・週間における集中的な啓発・広報等に取り組み、男女共同参画意識の醸成を図るとともに、市職員や教職員等に対しても、人権や男女共同参画の視点を踏まえた研修を継続的に実施してきました。
- 子どもの頃からの男女共同参画意識を醸成するため、親学出前講座や、小・中・高・大学等への出前講座など、男女共同参画の視点に立った家庭教育・学校教育・地域教育を推進に取り組みました。

【市民意識調査を踏まえた評価・課題】

- 成果指標①「社会全体で男女の地位が平等になっていると感じる市民の割合」について、「家庭」、「職場」、「学校教育」などの身近な分野では、男女の平等感が高まっており、これまでの啓発の効果が伺えますが、「政治の場」「社会通念・慣習・しきたりなど」「社会全体」では、前回調査と同様、依然として男性優遇が根強く残っています

グラフ1-1。

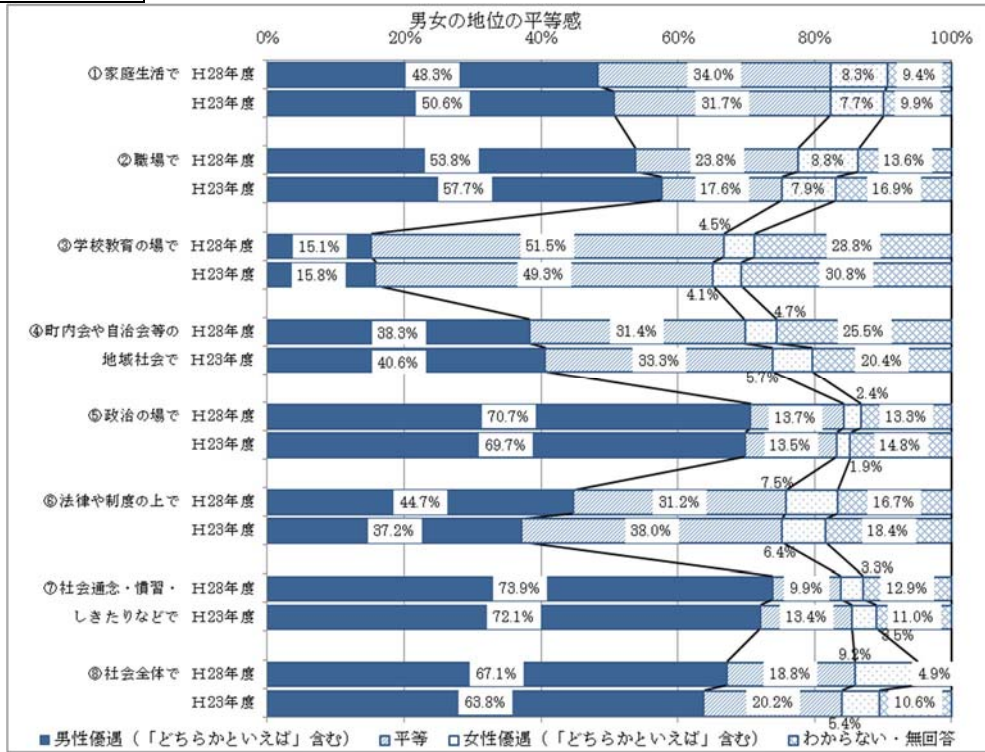
また、女性と比較して、男性の方が不平等感を感じていない傾向がみられることから、

男性の意識を変えていく啓発方法を検討していく必要があります【グラフ1-2】。

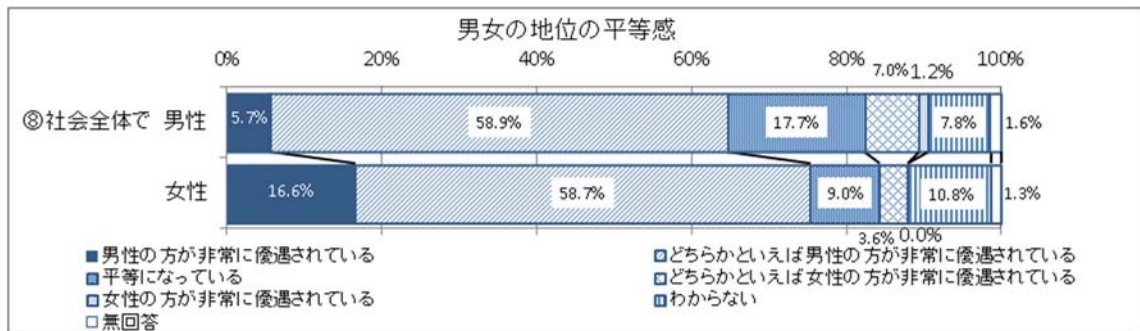
- ・ 成果指標②「男は仕事，女は家庭という考えに肯定的な市民の割合」について，若年層において，男女とも低くなっており【グラフ2-1】，児童等を対象にした継続的な学校教育の効果が伺え，改善に向かっています。

しかし，中高年の男性においては，性別による固定的な役割分担意識が根強く残っていることから，これらの世代の男性の意識改革を図るなど，各年代に合わせた効果的な意識醸成の取組が必要です。

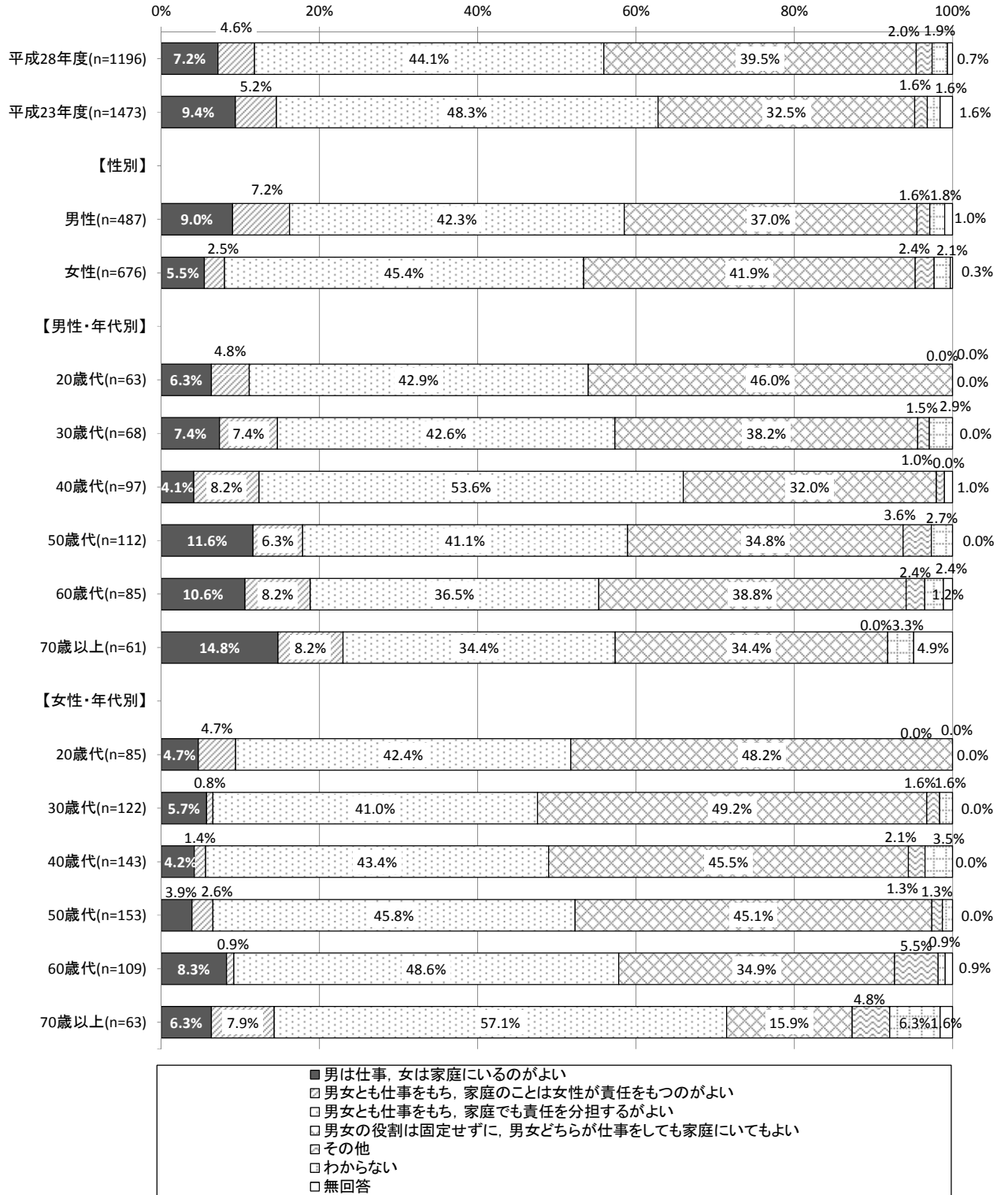
【グラフ1-1】 男女の地位の平等感



【グラフ1-2】 「社会全体」「家庭生活」における平等感



グラフ 2-1 「男は仕事、女は家庭」という考え方について



【基本目標Ⅰ 課題のまとめ】

- 「家庭」，「職場」などの身近な分野で平等感が高まりつつあるものの，「社会通念・慣習・しきたりなど」の分野など，依然として男性優遇で平等感に男女差もあることから，男性にも焦点をあてるなど，効果的な啓発方法を検討していく必要がある。
- 若年層の性別による固定的な役割分担意識は男女とも低くなってきているが，特に中高年男性においては，根強く残っていることから，中高年の働く男性を対象とした講座等を開催するなど，各年代に合わせた意識の醸成を図る取組が必要である。

(2) 基本目標Ⅱ さまざまな分野における男女共同参画社会の実現

成果指標	基準値 (平成23年度)	最新値 (平成28年度)	目標 (平成29年度)
地域などで社会的な活動を行っている市民の割合(指標③)	49.8%	30.6%	63.0%
審議会等委員に占める女性の割合(指標④)	25.1%	24.6%	30.0%
結婚や出産・育児にかかわらず、ずっと職業を持ち続けている女性の割合(指標⑤)	25.8%	27.8%	29.0%
出産・育児後、再就職できている女性の割合(指標⑥)	39.5%	32.5%	46.0%
『仕事』と『家庭生活』と『個人・地域の生活』のすべてを優先できている市民の割合の理想と現実の差(指標⑦)	30.9%	32.4%	12.0%

※質問形式が、平成23年度と平成28年度では異なる。

(平成23年度は、複数の活動選択式、平成28年度は、社会的活動の是非を問う一択式)

○施策の方向3 男女がともに活躍できる分野の拡大

○施策の方向4 意思決定の場における男女共同参画の推進

○施策の方向5 仕事と生活が充実し好循環(ワーク・ライフ・バランス)を生み出す環境づくり

【主な取組】

- ・ 男女がともに活躍できる分野を拡大するため、地域においては、防災活動や災害発生時における男女共同参画の視点を学ぶ出前講座の実施や、地域で活躍している女性を広報紙等で紹介するとともに、雇用の場では、出産、育児、介護等により離職し、その後、再就職を希望する女性向けにセミナーや就職相談を実施しました。
- ・ 政策や方針などの意思決定の場への女性の参画を促進するため、庁内関係各課に審議会・委員会等における女性委員の割合を高める働きかけを行うとともに、各分野で活躍する女性リーダーを養成するための講座を開催しました。
- ・ ワーク・ライフ・バランスを実践するためには、経営者や勤労者などの働き方に対する意識改革が必要であることから、中小企業へのコンサルタント派遣を通じたセミナーや男女共同参画推進事業者表彰を実施することにより意識の変革を促すほか、企業経営者や総務部門、勤労者などに、働きやすい職場環境づくりの取組に有効な情報をまとめたガイドブックを作成・配布するなど、広く情報提供を行いました。

【市民意識調査を踏まえた評価と課題】

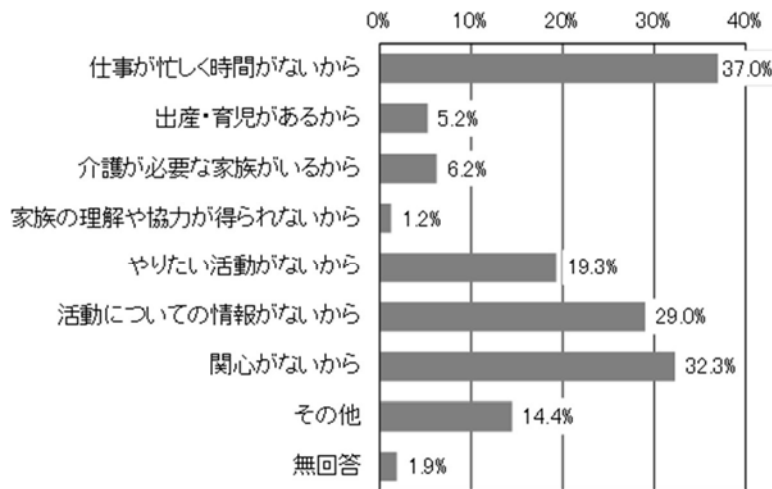
- ・ 成果指標③「地域などで社会的な活動を行っている市民の割合」について、年代別にみると、男性は、年代が上がるにつれて参加する割合が高くなる傾向にあり、働き盛りと言われる20、30代の男性は、仕事が忙しく社会的な活動に参加する時間がない状況が伺えます[グラフ3-1] [グラフ3-2]。

また、女性は60代以降の参加割合が、他年代に比べ低い状況であることから、男女ともに継続して社会活動に参加できるよう市民協働の意識の醸成を図ることが必要です。

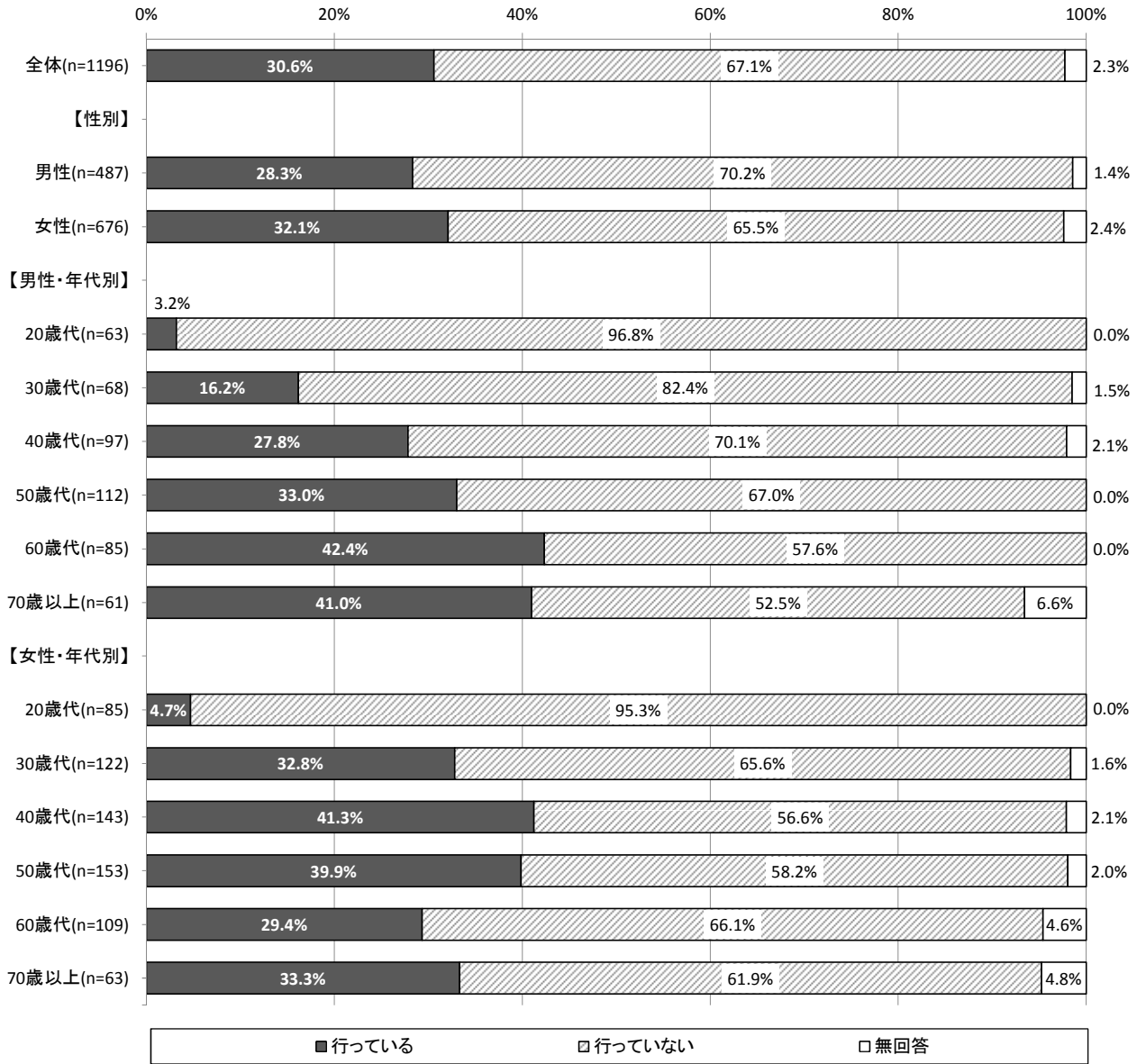
- ・ 成果指標④「審議会等委員に占める女性の割合」について[グラフ4-1]、これまで、審議会等における公募委員の募集に繋がる取組などを行ってきましたが、推薦母体など団体や専門分野における女性の参画が進んでいないことや市が推薦するに当たり、充て職を依頼しており、女性委員の増加に繋がっていない状況です。

今後、意思決定の場における女性の参画を進めるためには、審議会等委員について市の担当部門から団体等に女性の推薦を働きかけることや団体等において活躍する女性リーダーを養成することが必要です。

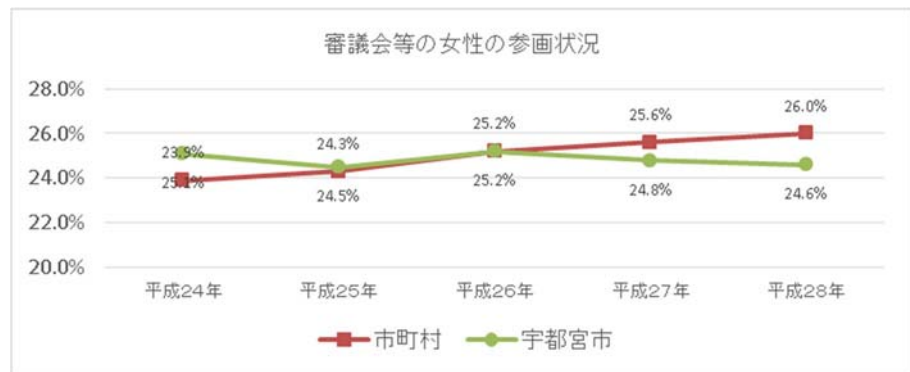
グラフ3-1 社会的な活動に参加しない理由



グラフ3-2 社会的な活動を行っているか



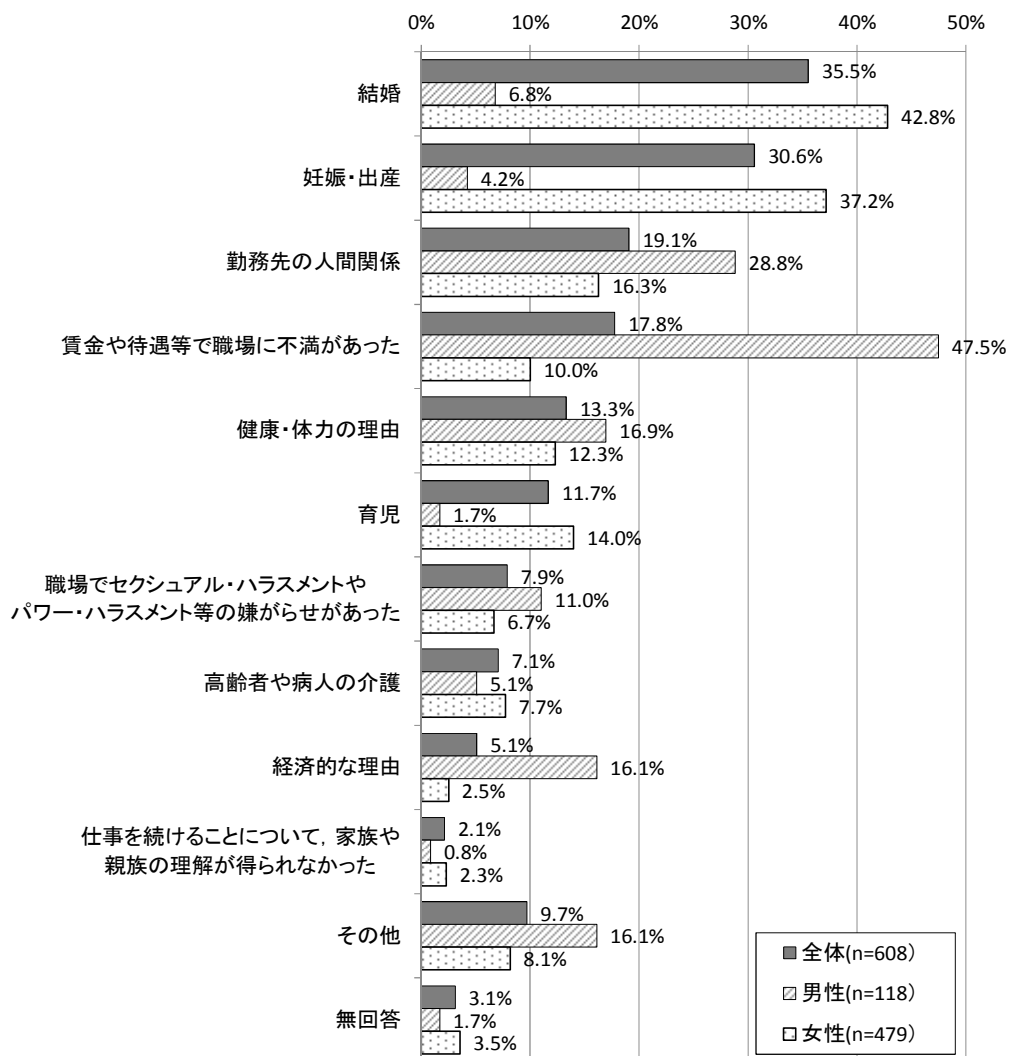
グラフ4-1 審議会等の女性の参画状況



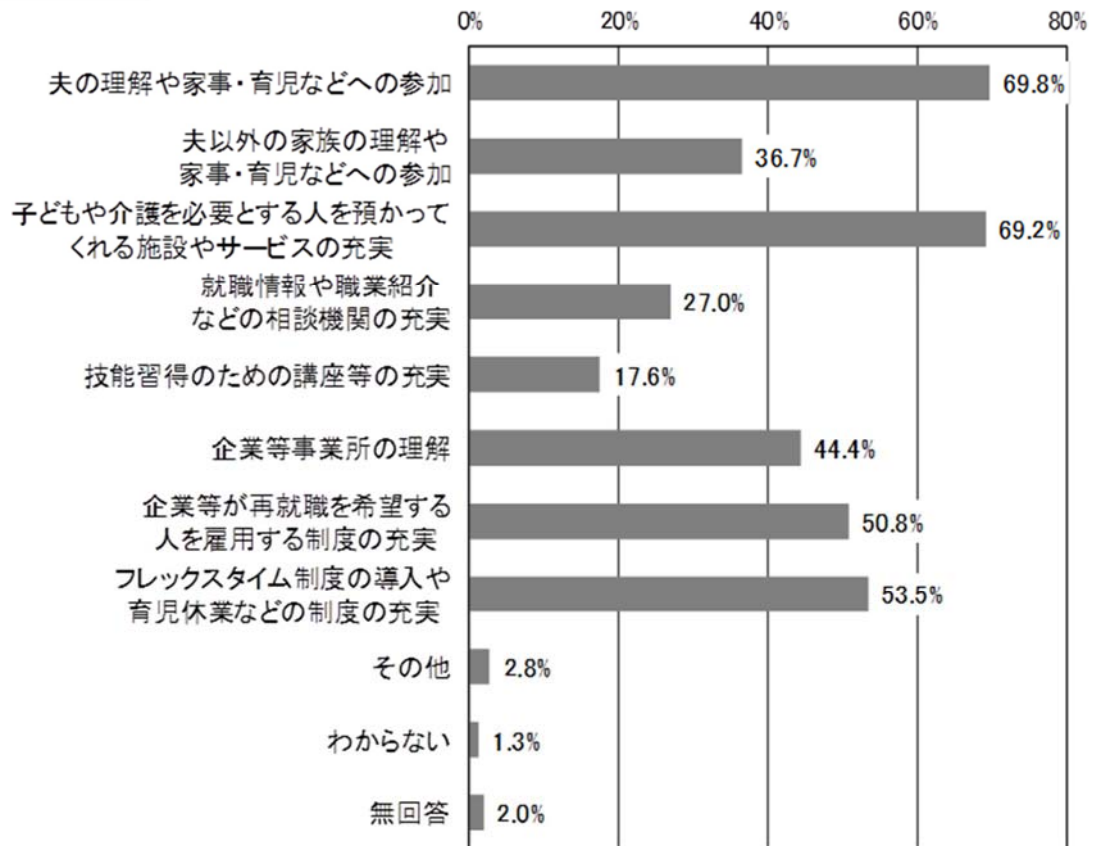
内閣府：「女性の政策・方針決定参画状況調べ」

- 成果指標⑤「結婚や出産・育児にかかわらず、ずっと職業を持ち続けている女性の割合」及び成果指標⑥「出産・育児後、再就職できている女性の割合」について、妊娠・出産を機に退職している女性が多く**グラフ5-1**，また，女性の就業継続や退職した女性が再就職するためには，夫の理解や家事・育児などへの参加や子どもや介護を必要とする人を預かってくれるサービスの充実が必要であることから**グラフ5-2**，男性の家庭参画促進のための男性の意識醸成や働き方改革など職場環境の改善に向けた支援や保育サービスの拡充など，仕事と育児・介護等との両立可能な環境整備が必要です。

グラフ5-1 「退職した理由」は何か



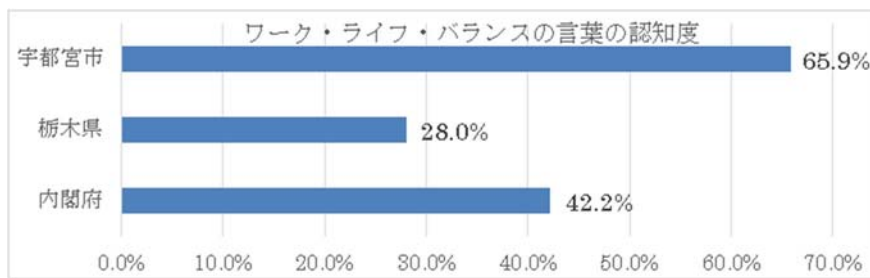
グラフ5-2 女性が再就職するために必要なこと



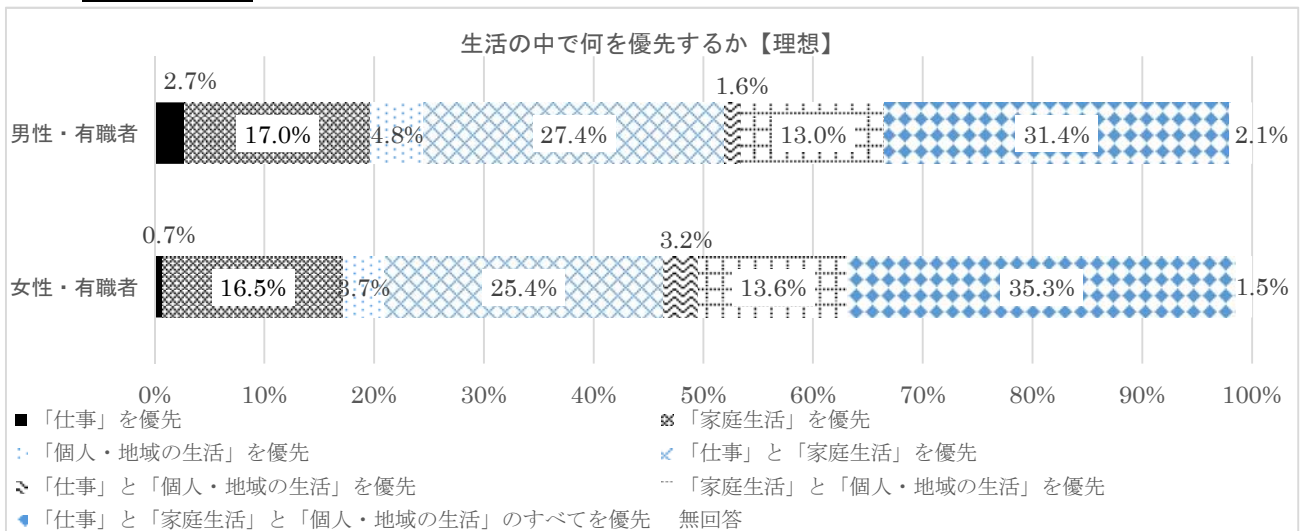
- ・ 成果指標⑦「『仕事』と『家庭生活』と『個人・地域の生活』のすべてを優先できている市民の割合の理想と現実の差」について、ワーク・ライフ・バランスの言葉の認知度は全国と比較して高いことから^{グラフ6-1}、ワーク・ライフ・バランスの必要性についての理解も深まっていることが伺えるが、理想では、「全てを優先したい」という市民の割合が高いのに対し^{グラフ6-2}、現実では、男性の有職者の約6割が「仕事を優先する」と回答しており^{グラフ6-3}、希望どおりのバランスが取れていない現状が伺えます。

また、ワーク・ライフ・バランスを実現するため企業に必要な取組は、「管理職の意識改革」、「育児・介護休業制度の取りやすさ」の回答が多いことから^{グラフ6-4}、市民が希望どおりのワーク・ライフ・バランスを実現できるよう、管理職による働き方改革や育児・介護等休業制度の取得しやすい職場環境づくりなど事業所における取組を促進させる方策が必要です。

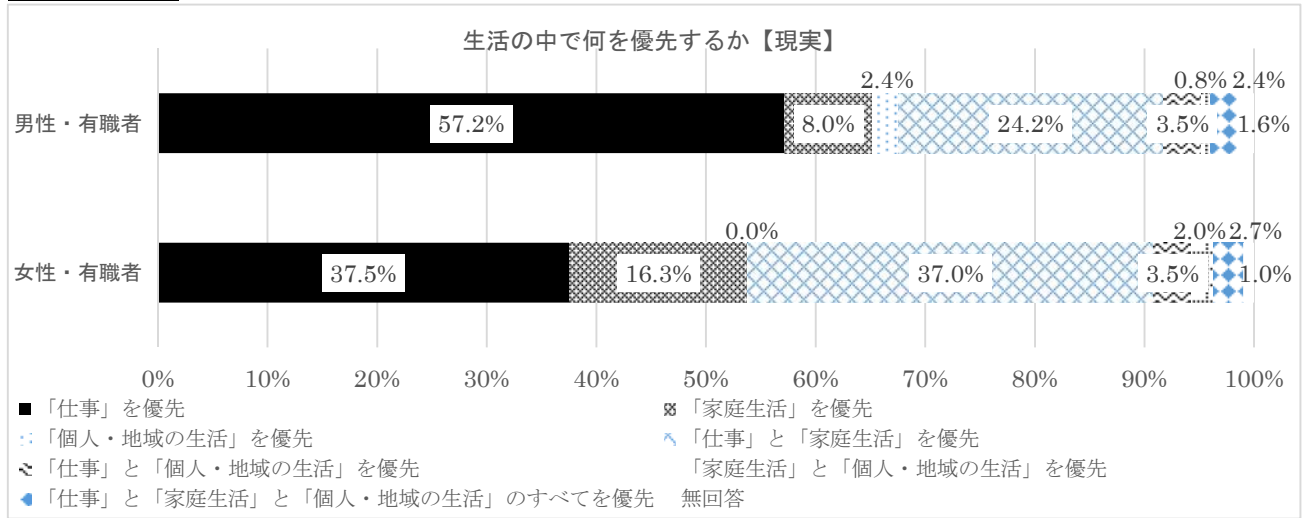
グラフ6-1 ワーク・ライフ・バランスの言葉の認知度



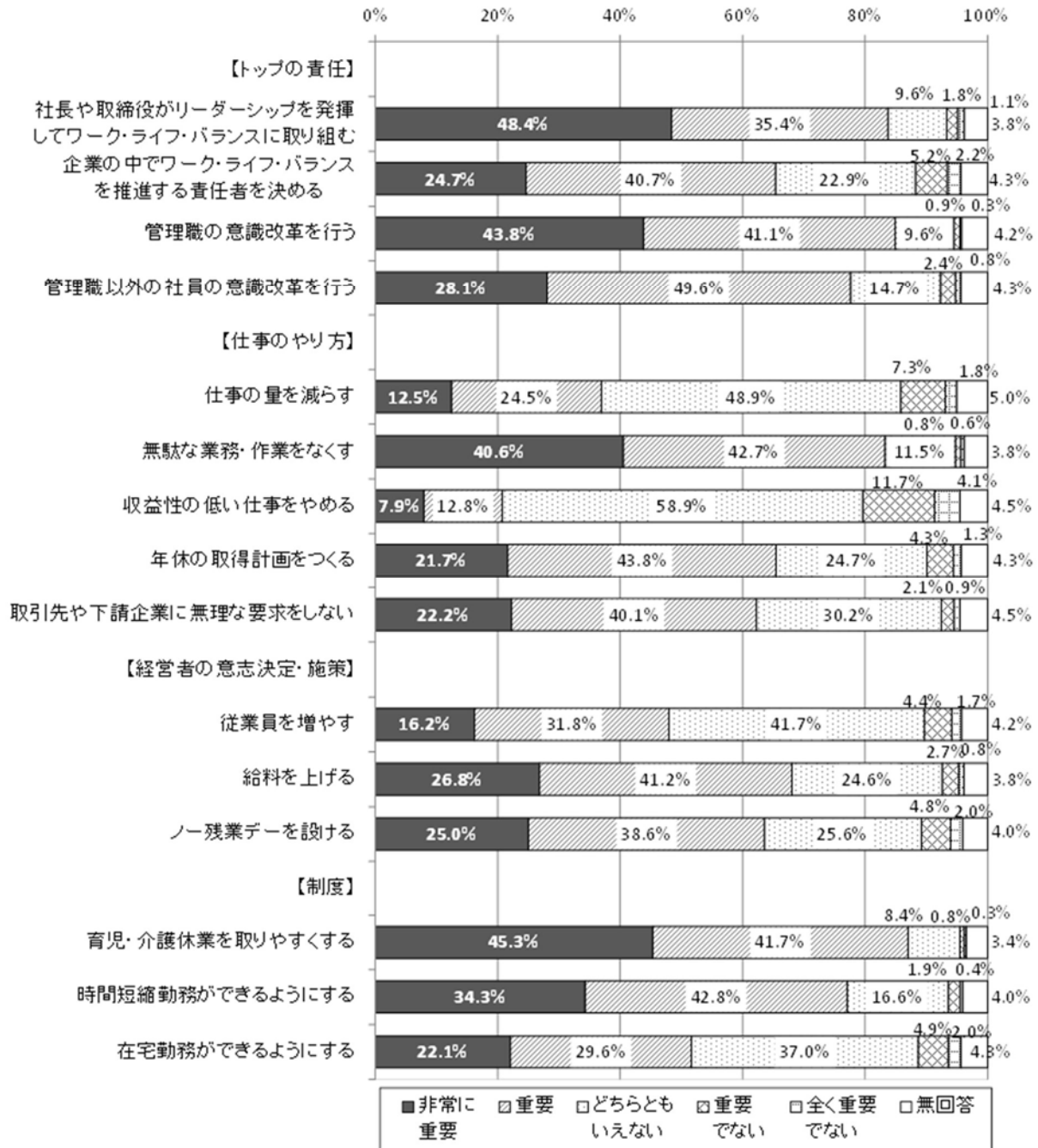
グラフ6-2 生活の中で何を優先するか【理想】



グラフ6-3 生活の中で何を優先するか【現実】



グラフ6-4 ワーク・ライフ・バランスを実現するため企業に必要な取組は何か



【基本目標Ⅱ 課題のまとめ】

- 働き盛りと言われる世代の男性の社会的な活動への参加割合が低いことから、特にそれらの世代や企業におけるワーク・ライフ・バランスを推進することにより、希望どおりに仕事以外の時間が確保できるよう環境を整備するとともに、地域活動においても性別による固定的な役割分担意識が残っていることから、より多くの市民が参加できるよう市民協働の意識の醸成、社会的活動への情報提供が必要である。
- 意思決定の場における女性の参画を進めるためには、審議会等委員について市の担当部門から団体等に女性の推薦を働きかけることや団体等において活躍する女性リーダーを養成することが必要である。
- 女性の就業継続は、増加傾向にあるものの、仕事と家事、育児・介護の両立が課題となっていることから、保育サービスの拡充など、両立の可能な環境整備とともに、男性の家庭参画促進のための男性の意識醸成や、働き方改革など職場環境の改善に向けた支援が必要である。
- 本市の市民がワーク・ライフ・バランスの理想を高く持ちながら、現実には「仕事」を優先していることから、希望どおりのワーク・ライフ・バランスを実現できるよう、管理職の意識改革や長時間労働の見直し、育児・介護等休業制度の取得しやすい職場環境づくりなど事業所における取組を促進させる方策が必要である。

(3) 基本目標Ⅲ 男女が互いに人権を尊重し大切に作る社会の実現

成果指標	基準値 (平成23年度)	最新値 (平成28年度)	目標 (平成29年度)
過去2年間に配偶者や恋人から暴力を受けたことのある女性の割合(指標⑧)	15.9%	18.3%	0%に近づける
パートナー(配偶者や恋人など)が、自分の健康状態について理解していると思う市民の割合(指標⑨)	62.3%	58.9%	78.0%

○施策の方向6 男女間におけるあらゆる暴力の根絶

○施策の方向7 性に対する理解促進と性差に応じた健康支援

【主な取組】

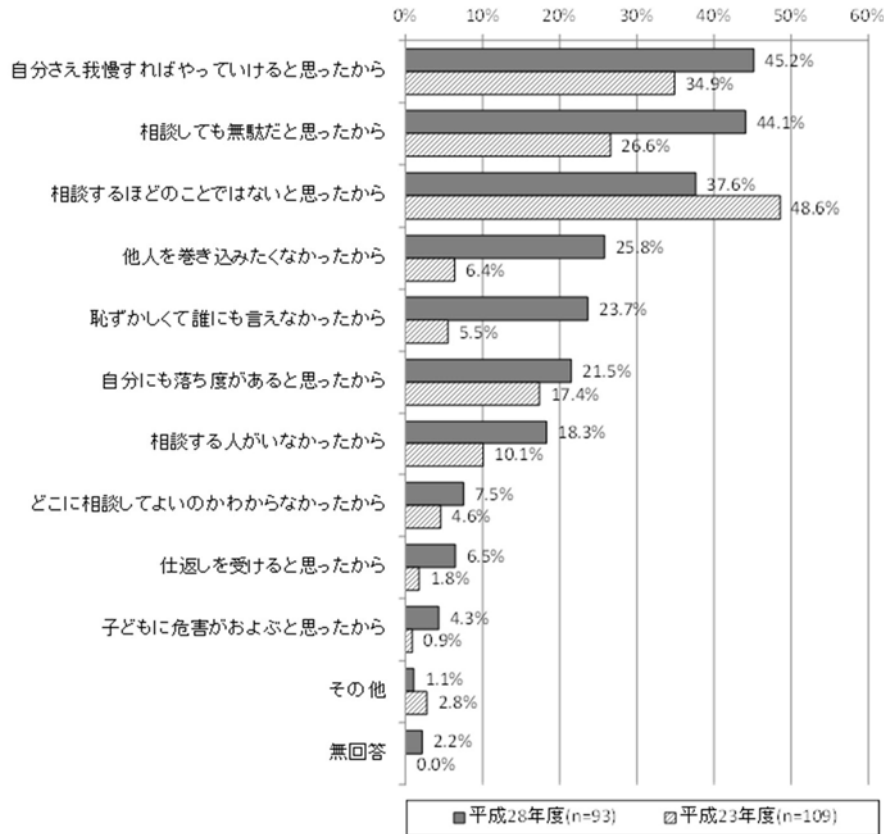
- ・ DVは犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、暴力行為は決して許されないという意識づくりの醸成が必要であることから、社会全体にDVについての理解を深めるため、民生委員・児童委員、医療機関等への啓発や学校と連携した中学生向けデートDV防止啓発講座、人権啓発、男女共同参画教育に取り組むとともに、被害者の早期自立や心身回復を図るための自立支援事業の実施など、DVの防止啓発から自立支援までの総合的な対策に取り組んできました。
- ・ また、性犯罪などDV以外の女性に対する暴力の根絶に向け、セクハラ防止啓発ポスターを民間企業や市有施設に配布・貼付するなど、啓発事業に取り組みました。
- ・ 男女が互いの身体的特性を十分に理解し合いながら、思いやりを持って生きていくことは、男女共同参画社会の形成にとって大切なことであるから、性や健康に関する知識や情報を提供するとともに、ライフステージや性差に応じた健康支援に取り組みました。

【市民意識調査を踏まえた評価・課題】

- ・ 成果指標⑧「過去2年間に配偶者や恋人から暴力を受けたことのある女性の割合」について、デートDV防止啓発講座やDV根絶強化月間を活用した啓発活動などにより、上昇傾向であったDV相談件数も平成28年度は減少に転じるなど、これまでの取組の成果が現れていますが、被害を受けても相談せずに我慢をしている実態が伺えることから「グラフ7-1」、被害者が一人で問題を抱え込まず、気軽に相談できるよう、更なる相談窓口の周知に努めていくことなどの方策が必要です。
- ・ 成果指標⑨「パートナー(配偶者や恋人など)が、自分の健康状態について理解していると思う市民の割合」について、特に、40代の女性はパートナーに理解してもらっていると思わない割合が高いなど、世代間でバラつきが生じています。
- ・ 男女がともに身体的特性や健康について、正しい情報を入手し、理解し合い、生涯を

通じて健康を享受できるよう性や健康についての理解促進を図るとともに、男女の生涯にわたる健康支援として、ライフステージや身体的特性に応じた支援が必要です。

グラフ7-1 相談しなかった理由とは



【基本目標Ⅲ 課題のまとめ】

- DVの相談件数は減少しているものの、被害を受けても相談せずに我慢をしている実態が伺えることから、相談窓口を広く周知し、一人で問題を抱え込まないよう更なる啓発に取り組むとともに、相談から自立までの切れ目ない支援の充実を図っていくことが必要である。
- 性差に応じた正しい理解を促進するため、啓発の対象を学生以外にも広げ、性や健康についての理解促進を図るとともに、男女の生涯にわたる健康支援として、ライフステージや身体的特性に応じた支援が必要である。

4 課題の総括

男女共同参画社会をめぐる社会の動向、第3次行動計画の取組評価、平成28年度男女共同参画に関する市民・児童・事業所意識調査」等から導き出された課題の総括は次のとおりです。

■ 性別による固定的な役割分担意識の解消、男性の家庭参画の促進が必要

- ・ 中高年男性における性別による固定的な役割分担意識は根強く、平等感には男女差があることから、各年代に合わせた意識の醸成を図るなどの取組が必要
- ・ 若年層における男性の家庭参画への意識の変化はみられるものの、男性は仕事を優先せざるを得ない状況があり、男性の家庭参画の妨げになることから、長時間労働の見直し等、男性や事業主などに対する意識を変革する取組が必要

■ 働くことを希望する女性が働き続けられ、長期的なキャリア形成を可能とする就業、能力向上のための支援や職場環境の充実が必要

- ・ 女性の就業継続や再就職、キャリア形成支援のためには、保育環境の確保や能力向上に繋がる学習環境の整備が必要
- ・ 女性の活躍を推進するためには、事業主の積極的な取組が必要であることから、事業所におけるポジティブアクションの推進や一般事業主行動計画策定に対する支援が必要
- ・ 誰もが希望どおりの生活スタイルを実現できるようにするため、働き方改革と一体となった多様で柔軟な働き方を促進する取組に対する支援や労働環境の見直しを推進していくとともに、事業所における独自の取組の推進に繋がるインセンティブについての検討が必要

■ 政策・方針決定過程への女性の参画促進が必要

- ・ 地域活動においては、災害時の対応にみられるように、生活者としての女性の視点が不可欠であることから、参加の促進に向け、市民協働の意識の醸成を図るとともに、情報提供方法の多様化が必要
- ・ 審議会等における女性登用の働きかけが必要であるとともに、女性リーダーの育成が必要

■ 男女共同参画の視点に立った人権の尊重が必要

- ・ 女性に対する性的な暴力問題に対する未然防止や被害に遭った場合の早期相談の重要性に関する意識啓発等が必要
- ・ 性差やライフステージに応じた正しい健康知識の理解促進が必要
- ・ 他自治体などの動向を踏まえ、性的少数者等に関する理解促進を図るための調査研究が必要

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

本計画は、男女共同参画社会の実現を目指し、男女共同参画推進施策を総合的かつ一体的に取り組むために策定するものであり、「宇都宮市男女共同参画推進条例」第3条に規定する基本理念を、本計画の基本理念とします。

基本理念 (男女共同参画推進条例第3条)

1 男女の個人としての尊厳の尊重

男女が、個人としての尊厳が重んじられ、性別による差別的取り扱いを受けることなく、個人として能力を発揮する機会が確保されること。

2 性別役割分担を反映した慣行にとらわれない活動の自由な選択

男女が、性別による固定的な役割分担を反映した慣行にとらわれることなく、社会のあらゆる分野における活動を自由に選択できるようにすること。

3 方針の立案及び決定への参画機会の確保

男女が、社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野における方針の立案及び決定に参画する機会が確保されること。

4 家庭生活における活動と他の活動との両立

男女が、相互の協力及び社会の支援の下、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動と当該活動以外の活動とを両立して行うことができるようにすること。

5 男女の生涯にわたる健康の確保

男女が、互いの身体的特徴及び性について理解を深め、尊重し合うことにより、生涯にわたり健康な生活を営むことができるようにすること。

6 国際社会における動向の留意と協調

男女共同参画の推進と密接な関係を有する国際社会の動向に留意し、協調して行われること。

2 目指すべき姿

本計画においては、基本理念や現行計画の本市の現状等から導き出された課題を基に、計画期間の5年後を見据えた男女共同参画社会を表現し、行政・事業者・市民が一体となってその実現に向けてそれぞれが責務を果たし、総合的かつ一体的に取り組むため、本市の「目指すべき姿」を設定しました。

一人ひとりが尊重され、多様な選択を可能にし、

個性と能力を十分に発揮できる社会

[一人ひとりが尊重され]：一人ひとりの個性や能力，身体的特性を認め合い，互いの人権や意見・考え方を尊重する社会

[多様な選択を可能にし]：誰もが，自分の意思で生き方，働き方を選択できる社会

[個性と能力を十分に発揮できる]：あらゆる分野において，生き生きとその個性と能力を発揮し，活躍することができる社会を目指します。

3 目標値の考え方（計画達成に向けた進行管理）

計画の達成度や主な事業の進捗状況を定期的に把握・評価し，施策の推進における課題等を見出し，効果的に計画を推進するため，成果指標を設定します。

○ 成果指標の設定

基本目標ごとに成果指標を設定し，その達成状況を把握して，男女共同参画事業に取り組んだ結果，どのようになったかを表します。

成果指標

基本目標Ⅰ 男女共同参画社会に向けた行動を促す意識の変革

成果指標	基準値 (平成23年度)	最新値 (平成28年度)	目標 (平成34年度)
1 男女の家事・育児・介護時間の割合 (男：女)	—	—	1：4
2 「夫は外で働き，妻は家庭を守るべきである」という考え方に肯定的な市民の割合	9.4%	7.2%	5%

基本目標Ⅱ さまざまな分野における男女共同参画の推進

成果指標	基準値 (平成23年度)	最新値 (平成28年度)	目標 (平成29年度)
3 女性の就業率（25～44歳まで）	60.2% (H22)	60.8% (H27)	62%
4 民間企業の管理職に占める女性の割合 (課長相当職)	—	—	16%
5 男性の育児休業取得率	4.8% (H24)	5.8% (H27)	13% (H31まで)
6 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動 計画策定中小企業数	—	38企業	累計100企業
7 社会活動に参加する割合 (※5)	49.8%	30.6%	63%
8 審議会等委員に占める女性の割合	25.1%	24.6%	30%
9 本市職員の管理職に占める女性の割合	6.5%	10.8%	15% (H31まで)

基本目標Ⅲ 人権が守られ尊重される社会に向けた環境整備

成果指標	基準値 (平成23年度)	最新値 (平成28年度)	目標 (平成29年度)
10 この1年間に配偶者から暴力を受けた ことのある女性の割合	15.9%	18.3%	0%に近づける
11 LGBTの言葉の認知度	—	41.0%	50%

※5：PTA，生涯学習，スポーツ，NPO，ボランティア活動など

4 重点施策の考え方

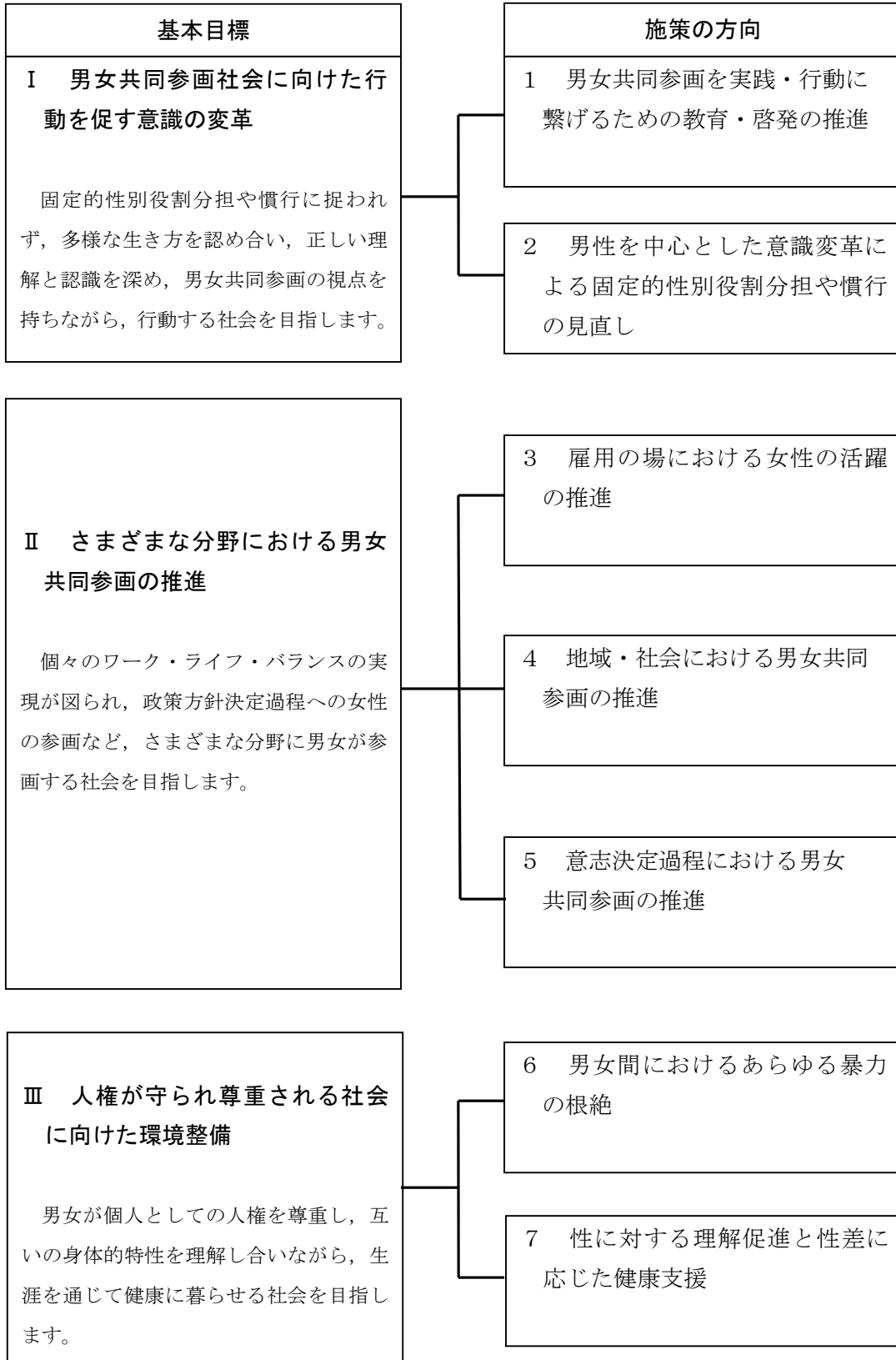
「第4次宇都宮市男女共同参画行動計画」に掲げる基本目標の実現に向けて、下記の施策を「重点施策」として定め、取り組めます。

本市、第3次行動計画の取組において、課題として抽出され、より積極的な取組が求められている施策や国、県の計画や動きを勘案したうえで、課題として対応すべき施策、上位にある基本目標のみならず、その他の基本目標などに影響を与える、波及効果の高い施策等の観点から、重点施策を設定します。

【上記に該当する重点施策】

- 施策3 男性自身の意識の変革による家庭参画の促進
- 施策6 仕事と子育てや介護等との両立
- 施策7 働きやすい職場環境整備に向けた支援
- 施策8 女性のチャレンジへの支援
- 施策10 市の政策・方針決定過程における女性の登用促進
- 施策12 配偶者や恋人からの暴力対策の推進

5 計画の体系



第3章 計画の基本的な考え方

施策番号	重点施策	女性活躍推進法対応	施策
1			男女共同参画の教育の推進
2			男女共同参画についての広報啓発活動
施策番号	重点施策	女性活躍推進法対応	施策
3	●	★	男性自身の意識の変革による家庭参画の促進
4			男性シニア層を中心とした固定的役割分担の解消
施策番号	重点施策	女性活躍推進法対応	施策
5		★	女性の活躍に向けた人材育成支援
6	●	★	仕事と子育てや介護等との両立支援
7	●	★	働きやすい職場環境整備に向けた支援
施策番号	重点施策	女性活躍推進法対応	施策
8	●	★	女性のチャレンジへの支援
9			地域における男女共同参画の推進
施策番号	重点施策	女性活躍推進法対応	施策
10	●	★	市の政策・方針決定過程における女性の登用促進
11		★	自営の商工業や農業・林業従事者、地域等における方針決定への女性の参画促進
施策番号	重点施策	女性活躍推進法対応	施策
12	●		配偶者や恋人からの暴力対策の推進（DV対策基本計画）
13			女性に対する性暴力・性犯罪被害等の未然防止
施策番号	重点施策	女性活躍推進法対応	施策
14			性についての理解促進
15			性差に応じた健康支援

「第4次宇都宮市男女共同参画行動計画」の施策と事業

基本目標	施策の方向	施策		事業		
		重点施策	施策の名称	方向性	No.	事業の名称
I 男女共同参画社会に向けた行動を促す意識の変革	1 男女共同参画意識を实践・行動に繋げるための教育・啓発の推進	●	①男女共同参画の教育の推進	継続	1	小・中・高・大学生等への出前講座の実施
				継続	2	本市職員への人権研修, ハラスメント防止研修の実施
				継続	3	男女共同参画の視点を踏まえた保育研修会の実施★
				継続	4	人権教育研修会の実施
				継続	5	小学生への男女共同参画の啓発
				継続	6	小・中学生へのキャリア教育の実施
				新規	7	女子学生へのキャリア教育支援
			②男女共同参画についての広報・啓発活動	継続	8	市民への広報・啓発活動の実施
				継続	9	市民への男女共同参画の啓発の実施
				継続	10	男女共同参画ニュースの発行
				継続	11	男女共同参画表現ガイドラインの周知
				継続	12	活躍している女性の情報発信
				継続	13	親学と子どもの情報誌「こどもるっくる」の充実
	2 男性を中心とした意識変革による固定的性別役割分担や慣行の見直し	●	③男性自身の意識の変革による家庭参画の促進	継続	14	男性の家庭参画促進講座等の実施
				継続	15	ママパパ学級の実施
				継続	16	家族経営協定締結促進事業
	④男性シニア層を中心とした固定的性別役割分担の解消	継続	17	幅広い年齢を対象とした男女共同参画推進講座の実施		
II さまざまな分野における男女共同参画の推進	3 雇用の場における女性の活躍の推進	●	⑤女性の活躍に向けた人材育成支援	継続	18	女性のためのキャリアアップ講座等の実施
				新規	19	中小企業の一般事業主行動計画策定支援
		⑥仕事と子育てや介護等との両立支援	継続	20	一時預かり事業(保育所型)の実施	
			継続	21	教育・保育施設・地域型保育事業による供給体制の確保	
			継続	22	延長保育事業の実施	
			継続	23	病児保育事業の実施	
			継続	24	発達支援児保育の推進	
			継続	25	ファミリーサポートセンター事業の実施	
			継続	26	宮っ子ステーション事業の充実	
			継続	27	仕事と育児・介護等の両立に向けた意識啓発講座等の実施	
			継続	28	結婚活動支援事業の実施	
			継続	29	介護保険事業の着実な実施	
		新規	30	家族介護教室の実施		
		⑦働きやすい職場環境整備に向けた支援	●	継続	31	男女共同参画推進事業者表彰(きらり大賞)の実施
				新規	32	健康経営事業者表彰
				継続	33	勤労者向けWLB啓発セミナーの実施★
				継続	34	WLB実践ガイドブックの配布
				継続	35	労働環境啓発冊子の作成・配布
				継続	36	「宇都宮まちづくり貢献企業認証制度」の認証
新規	37			中小企業の一般事業主行動計画策定支援		
新規	38			多様で柔軟な働き方の推進		
新規	39			労働相談の実施		

			新規	40	勤労者健全育成事業補助金	
			新規	41	オフィス系企業立地補助金	
4 地域・社会における男女共同参画の推進	●	⑧女性のチャレンジへの支援	継続	42	女性向け就職情報の提供	
			新規	43	プチ起業講座の実施	
			新規	44	女性チャレンジショップの実施	
			新規	45	女性再就職マッチング事業	
			新規	46	自立支援給付金事業	
			新規	47	学び直しの支援	
	●	⑨地域における男女共同参画の推進	継続	48	市民企画講座の実施★	
			継続	49	防災活動や災害発生時における男女共同参画の推進★	
			継続	50	まちづくり活動応援事業	
			継続	51	親学出前講座の充実	
5 意思決定過程における男女共同参画の推進	●	⑩市の政策・方針決定過程における女性の登用促進	継続	53	審議会・委員会等への女性登用促進	
			継続	54	女性のためのリーダー養成講座の実施★	
			新規	55	本市の女性職員へのキャリア・アップ研修の実施	
			新規	56	本市管理職等職員へのキャリア支援研修の実施	
	●	⑪自営の商工業や農業・林業従事者、地域等における方針決定への女性の参画促進	継続	57	管理職・役員等への女性登用促進に向けた啓発	
	Ⅲ 人権が守られ尊重される社会に向けた環境整備	6 男女間におけるあらゆる暴力の根絶	●	⑫配偶者や恋人からの暴力対策の推進(DV対策基本計画)	拡充	58
継続					59	相談体制の充実
継続					60	緊急時における被害者の安全の確保
拡充					61	被害者の自立支援体制の充実
継続					62	関係機関等との連携・協働によるDV対策の推進
●			⑬女性に対する性暴力・性犯罪被害等の未然防止	継続	63	セクハラ等被害防止啓発の実施
				新規	64	性暴力・性的被害等の未然防止
				新規	65	ストーカー被害者等に対する相談体制の充実と被害防止のための啓発
				新規	66	青少年の性的被害未然防止の啓発
				新規	67	SNSを通じた被害等の未然防止
7 性に対する理解促進と性差に応じた健康支援		●	⑭性についての理解促進	継続	68	性教育サポート事業の実施
				継続	69	エイズ予防啓発普及活動の実施
				継続	70	性といのちの健康教育出前講座の実施
				新規	71	LGBTIに関する理解促進
	●	⑮性差に応じた健康支援	継続	72	性差に応じた健康についての理解促進★	
			継続	73	がん検診の実施	
			継続	74	女性の健康力アップ事業の実施	
			拡充	75	妊産婦健康診査の実施	
			継続	76	不妊に悩む人への支援	
			新規	77	こころの健康づくり対策	
			新規	78	産後ケア事業等の実施	

第4章 施策の展開

1 施策の具体的な展開

基本目標Ⅰ 男女共同参画社会に向けた行動を促す意識の変革

施策の方向1 男女共同参画を实践・行動に繋げるための教育・啓発の推進

学校教育を除く社会の様々な分野においては、依然として男性が優遇されていると感じている市民の割合が高く、男女共同参画社会を実現するためには、引き続き男女共同参画の意義を理解させるとともに、学んだ知識を、実践・行動に繋げていくことが必要です。

このため、男女が社会における対等な構成員であることを理解した上で、一人ひとりが望む生き方を選択し、個性や能力を最大限に発揮しながら自立して生きていけるよう、男女共同参画の必要性について認識を深めるとともに、キャリア形成に繋がる取組を推進していきます。

施策1 男女共同参画の教育の推進

事業番号	事業	担当課
1	小・中・高・大学生等への出前講座の実施 一人ひとりが男女共同参画意識を持って行動できるためには、基本的な人間性や社会性を身に着ける時期からの継続的な教育が重要であることから、小学生～大学生に対し男女共同参画について学ぶ機会として出前講座を実施する。	男女共同参画課
2	本市職員への人権研修、ハラスメント防止研修の実施 市職員の人権及び男女共同参画意識の醸成を図るため、新採用職員や監督職等を対象に人権研修及びハラスメント防止研修を実施する。	人事課 男女共同参画課
3	男女共同参画の視点を踏まえた保育研修会の実施 子どもの頃から男女共同参画意識を醸成するため、男女共同参画の視点を踏まえた保育がなされるよう、幼児教育に携わる保育士を対象に研修会を実施する。	男女共同参画課 保育課
4	人権教育研修会の実施 本市立小・中学校の教育活動における人権教育の充実を図るため、各学校の人権教育主任等の教員が、本市や県が開催する人権教育研修会において、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動の在り方等について学ぶ研修会を実施する。	学校教育課

5	<p>小学生への男女共同参画の啓発</p> <p>基本的な人間性や社会性を身に付ける時期から、男女共同参画についての意識の醸成を図るため、子ども向けのパンフレットを活用した啓発を実施する。</p>	男女共同参画課
6	<p>小・中学生へのキャリア教育の実施</p> <p>児童生徒一人一人のキャリア発達を支援し、それぞれにふさわしいキャリアを形成していくために必要な意欲・態度や能力を育てるため、家庭や学校など身近な人々の職業や生き方を理解させたり、地域で働く人の職場見学や体験等を実施したりする。その際、個性や能力、興味等を大切に考える考え方についても指導する。</p>	学校教育課
7	<p>新規 女子学生へのキャリア教育支援</p> <p>女子中高生の理系分野への興味・関心を高め、性別に偏りのない職業選択を支援するため、さまざまな職業の男女を紹介する冊子の作成・配布する。</p>	男女共同参画課

施策2 男女共同参画についての広報・啓発活動

事業番号	事業	担当課
8	<p>市民への広報・啓発活動の実施</p> <p>男女共同参画についての理解を深め、意識の高揚を図るため、男女共同参画推進月間、DV根絶強化月間などの啓発強化期間を中心に、広報紙やパネル展等を行い、重点的・集中的に啓発活動を実施する。</p>	男女共同参画課
9	<p>市民への男女共同参画の啓発の実施</p> <p>男女共同参画についての理解を深め、意識の高揚を図るため、男女共同参画推進の拠点である男女共同参画推進センターの事業やセンターで活動する団体などについて、情報誌やFacebookを活用して、広く市民に周知する。</p>	男女共同参画課
10	<p>男女共同参画ニュースの発行</p> <p>市職員の男女共同参画意識を高めるため、また、審議会等への女性登用に向けた理解促進や、市職員のワーク・ライフ・バランスへの取組促進などを図るため、庁内LANを利用して男女共同参画に関する情報を提供する。</p>	男女共同参画課

<p>1 1</p>	<p>男女共同参画表現ガイドラインの周知 刊行物等において男女共同参画の視点に配慮した文章やイラスト等の表現となるよう、具体的な表現事例を示した「男女共同参画の視点からの表現ガイドライン」などを市ホームページで周知・啓発を図るとともに、庁内ランで市職員にも周知・徹底する。</p>	<p>男女共同参画課</p>
<p>1 2</p>	<p>活躍している女性の情報発信 女性が個性と能力を十分に発揮し、新しい発想や多様な能力を活かして、さまざまな分野へチャレンジする意欲の向上を図るため、身近なチャレンジ事例を広く紹介する。</p>	<p>男女共同参画課</p>
<p>1 3</p>	<p>親学と子どもの情報誌「こどもるっくる」の充実 子どもの健やかな成長のために、保護者に知っておいてほしいことや、学んでほしいこと、親学に関する事業等を伝えるとともに、子どもたちの体験活動を推進するために、土日や長期休業中に、子どもが参加できる各種講座・イベント、ボランティア活動等に関する情報を提供する。</p>	<p>生涯学習課</p>

基本目標Ⅰ 男女共同参画社会に向けた行動を促す意識の変革

施策の方向2 男性を中心とした意識変革による固定的性別役割分担や慣行の見直し

市民意識調査によると、性別による固定的な性別役割分担意識は、男性に根強く残っていますが、女性ほど社会の中で男性が優遇されているとは感じていません。しかし、共働き世帯の増加や非婚化、父子家庭の増加などにより、これまで女性中心の問題とされていた介護や育児と仕事を両立は、今後、男性にとっても深刻な問題となり、また、女性の社会参画を促進するうえでも、男性の家庭参画が一層求められています。

このようなことから、男性を中心に、固定的な性別役割分担意識の解消や長時間労働をとる仕事中心の生活意識の変革を促す取り組みを推進します。

施策3 男性自身の意識の変革による家庭参画の促進 **重点施策** 女性活躍推進法対応

事業番号	事業	担当課
14	男性の家庭参画促進講座等の実施 男性の家庭参画を促進するため、幼い子を持つ父親を対象に、父子で参加できる講座等の実施や広報・啓発活動を行う。	男女共同参画課
15	ママパパ学級の実施 安心して妊娠期を過ごし、安全な出産を迎え、夫婦や家族が協力して子育てができるよう、妊婦とその夫を対象に、保健師・助産師・栄養士などが講師となって、妊娠・出産・育児についての講話や実習を実施する。	子ども家庭課
16	家族経営協定締結促進事業 農業における労働・生活環境の改善と女性の社会的地位の向上を目指し、家族経営協定の推進会議、各戸訪問等を関係機関との連携により実施し、家族経営協定の締結の浸透を図る。	農業委員会事務局

施策4 男性シニア層を中心とした固定的性別役割分担意識の解消

事業番号	事業	担当課
17	幅広い年齢を対象とした男女共同参画推進講座の実施 男女共同参画についての理解を深め、意識の高揚を図るため、男女共同参画をテーマに講演や講座を実施する。	男女共同参画課

基本目標Ⅱ さまざまな分野における男女共同参画の推進

施策の方向3 雇用の場における女性の活躍の推進

働く女性は増えてきましたが、中途退職する理由として、結婚・出産・育児と仕事の両立が困難という理由が上位を占めており、子育て後の再就業においても、非正規職員である割合が高いなど、キャリアの継続やキャリアアップが難しい状況におかれています。

このため、働き続けることを希望する女性が働き続けられ、持てる才能を活かし活躍できる環境を整えることが必要であり、引き続き保育や介護など福祉サービスの充実を図るとともに、事業所における働き方改革を促進し、仕事と生活の両立が図れる働きやすい職場環境整備に向けた支援に取り組みます。

施策5 女性の活躍に向けた人材育成支援 女性活躍推進法対応

事業番号	事業	担当課
18	女性のためのキャリアアップ講座等の実施 男女共同参画についての理解を深め、意識の高揚を図るため、男女共同参画をテーマに講演や講座を実施する。	男女共同参画課
19	新規 中小企業の一般事業主行動計画策定支援 働きやすい職場環境とするため、職場環境改善や多様な働き方の実現に向けた取組や、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を策定する中小企業に対しコンサルタント派遣等の支援を行う。	男女共同参画課

施策6 仕事と子育てや介護等との両立支援 重点施策 女性活躍推進法対応

事業番号	事業	担当課
20	一時預かり事業（保育所型）の実施 家庭において保育を受けることが一時的（月64時間以内）に困難となった乳幼児を預かるため、保育所における一時預かり事業を実施する。	保育課
21	教育・保育施設・地域型保育事業による供給体制の確保 教育・保育を必要とするすべての子どもに適切な教育・保育サービスを提供し、待機児解消を図るため、認定こども園、保育所、幼稚園、地域型保育事業などの事業による供給体制の確保を図る。	保育課
22	延長保育事業の実施 保護者の就労形態が多様化しているなか、保育所の通常開所時間を超えて保育が必要となる乳幼児の処遇を確保するため、保育所における延長保育事業を実施する。	保育課

23	<p>病児保育事業の実施</p> <p>病気及び病気の回復期にあたる集団保育の困難な児童を一時的に施設において保育を行い、保護者の子育てと就労の両立を支援するとともに、児童の健全な育成を図る。</p>	保育課
24	<p>発達支援児保育の推進</p> <p>保護者の就労や疾病等により保育を必要とする心身に障がいをもつ児童を、認定こども園や保育所等において、教育・保育を提供できる体制をつくる。</p>	保育課
25	<p>ファミリーサポートセンター事業の実施</p> <p>一時的又は臨時的に子どもを預けることで、仕事その他の活動と育児を両立できる環境整備や、児童の福祉の向上を図るため、協力会員（育児の援助を行うことを希望する者）と依頼会員（育児の援助を受けることを希望する者）が相互に援助しあう、地域に根ざした子育て活動を支援する。</p>	子ども未来課
26	<p>宮っ子ステーション事業の充実</p> <p>放課後等における児童の健全育成を図るため、留守家庭児童の生活の場である「子どもの家等事業」と体験や交流活動などを行う「放課後子ども教室事業」を一体的に実施し、子どもたちが地域社会の中で心豊かに育まれる環境づくりを行う。</p>	生涯学習課
27	<p>仕事と育児・介護等の両立に向けた意識啓発講座等の実施</p> <p>仕事と生活が充実し好循環を生み出す環境づくりに向けて、「仕事と育児・介護等の両立」をテーマにその実現に向けた工夫や介護保険制度の周知等の講座等を実施する。</p>	男女共同参画課
28	<p>結婚活動支援事業の実施</p> <p>結婚を希望する独身男女が幸せな家庭を築きながら、仕事も責任も分かち合い、共生できる社会を実現するため、結婚観の意識の醸成や結婚の希望を叶える支援等を行う。</p>	男女共同参画課
29	<p>介護保険事業の着実な実施</p> <p>高齢者等が、住み慣れた地域で、いつまでも安心して自立した生活を送れるよう介護保険事業を着実に実施するとともに、制度の利用方法やサービス内容について情報提供を行う。</p>	高齢福祉課
30	<p>新規 家族介護教室の開催</p> <p>要介護高齢者の状態の維持・改善を図り、介護者が安心して介護が続けられるよう、適切な介護知識・技術習得のための講話及び講習や、介護に関する相談窓口の紹介、介護者同士の情報交換等を行う。</p>	高齢福祉課

施策7 働きやすい職場環境整備に向けた支援 **重点施策** **女性活躍推進法対応**

事業番号	事業	担当課
31	<p>男女共同参画推進事業者表彰（きらり大賞）の実施</p> <p>男女がともに参画できる社会づくりの促進を図るため、性別にかかわらず個性と能力を発揮できる働きやすい職場づくりに積極的に取り組んでいる事業者を称え表彰する。</p>	男女共同参画課
32	<p>事業所における従業員の健康づくりの促進</p> <p>事業所における従業員の健康づくりの取組を支援するため、事業所等と連携を図りながら、事業主や健康管理担当者を対象とした講演会や研修会による啓発を行うとともに、事業所等を対象とした健康に関する講座の開催や健康情報の提供などを行う。</p>	健康増進課
33	<p>勤労者向けWLB啓発セミナーの実施</p> <p>勤労者自身が働き方を見直し、WLBを推進するきっかけとなるよう、勤労者を対象とした啓発セミナーを実施する。</p>	男女共同参画課
34	<p>WLB実践ガイドブックの配布</p> <p>市内各事業所におけるWLBの実現に向けた雇用環境の整備やその取組を促すため、WLBの取組に有効な各種情報をまとめたガイドブックを事業所訪問等において配布する。</p>	男女共同参画課
35	<p>労働環境啓発冊子の作成・配布</p> <p>雇用促進と労働環境の向上を図るため、雇用・労働に関する各種制度や事業、勤労者のための福利厚生制度に関する冊子を作成・配布し周知啓発を行う。</p>	商工振興課
36	<p>「宇都宮まちづくり貢献企業認証制度」の認証</p> <p>企業・市民・行政の協働によるまちづくりのため、CSR（企業の社会的責任）活動に取り組む企業を対象に、「宇都宮まちづくり貢献企業」（認証事業の一つにWLBを設定）を認証する。</p>	商工振興課
37	<p>新規 中小企業の一般事業主行動計画策定支援（再掲）</p> <p>働きやすい職場環境とするため、職場環境改善や多様な働き方の実現に向けた取組や、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を策定する中小企業に対し、コンサルタント派遣等の支援を行う。</p>	男女共同参画課
38	<p>新規 多様で柔軟な働き方の推進</p> <p>勤労者個々人の事情や仕事の内容に応じて、テレワークなどICTを活用し、多様で柔軟な働き方が選択できるよう、働き方を推進するため、好事例の紹介などを通じた啓発、働きかけを行う。</p>	男女共同参画課 商工振興課

39	新規 労働相談の実施 個別労使紛争の早期かつ円満な解決を図るため、労働に関する諸問題について社会保険労務士が総合的に相談に応じる相談会を実施する。	商工振興課
40	新規 勤労者健全育成事業補助金 市内勤労者の健全な育成を図るため、市内に事業所のある中小企業の集合体又は労働組合の集合体が勤労者の健全な育成に必要な事業を実施する場合の費用の一部を補助する。	商工振興課
41	新規 オフィス系企業立地補助金 本市に新たに進出する営業所・支店、コールセンター等の「オフィス系企業」を対象に、家賃や土地・建物取得、地元雇用促進に対する支援策の充実を図り、更なる企業の集積や女性を対象とした雇用の受け皿を確保する。	産業政策課

基本目標Ⅱ さまざまな分野における男女共同参画の推進

施策の方向4 地域・社会における男女共同参画の推進

近年発生した大震災時の対応等に見られるように、地域社会が抱える課題の解決には、その構成員である男女双方の視点を踏まえた対応が不可欠であり、**平常時から、地域・社会における男女共同参画を推進していくことは危機管理としても重要といえます。**

このようなことから、先進的な事例の紹介や女性が活躍できる場の提供などにより、男女共同参画意識の醸成、地域社会における活躍を促す事業を展開してまいります。

また、様々な理由により、働く意欲をもちながら就業していない女性が活躍できるよう、ライフスタイルにあった働き方につながる支援に取り組**みます**。

施策8 女性のチャレンジへの支援 **重点施策** **女性活躍推進法対応**

事業番号	事業	担当課
42	女性向け就職情報の提供 女性が社会のさまざまな分野で能力を発揮し、活躍できるよう、就職情報を提供する。	男女共同参画課
43	新規 プチ起業講座の実施 女性の起業を支援するため、起業の基本的知識を学ぶ講座を実施する。	男女共同参画課

4 4	新規 女性チャレンジショップの実施 「将来的に自分のお店を持ちたい」と考えている女性の起業を後押しするため、実践を学ぶ場の機会を提供する支援を行う。	男女共同参画課
4 5	新規 女性再就職マッチング事業 出産・育児等を理由に離職した女性求職者の再就職を促進するため、就職に必要なスキルや知識を身に付ける講座の実施から就職斡旋までを一連の流れでサポートするマッチング事業を実施する。	商工振興課
4 6	新規 自立支援給付金事業 ひとり親の主体的な能力開発の支援及び就業に有利な資格取得を容易にするため、教育訓練対象講座費用の一部助成や修業中の生活費の負担軽減のための給付等を行う。	子ども家庭課
4 7	新規 学び直しの支援 社会の変化に対応するための学び直しを支援するため、大学や専門学校等の実施する公開講座等の情報提供などを行う。	生涯学習課

施策9 地域における男女共同参画の推進

事業番号	事業	担当課
4 8	市民企画講座の実施 男女共同参画推進団体として活動する団体と講座の運営を協働で行うことにより、団体活動を促進し支援する。	男女共同参画課
4 9	防災活動や災害発生時における男女共同参画の推進 「宇都宮市地域防災計画」に基づき、女性や要配慮者等の多様な視点に配慮した避難所運営ができるよう、平常時より地域と行政との連携体制を構築するとともに、研修や出前講座等を実施し、その視点の重要性について啓発する。	危機管理課 男女共同参画課
5 0	新規 まちづくり活動応援事業 まちづくり活動をはじめ市民が活動に参加する「きっかけ」や、活動を継続する団体の「励み」を創出するとともに、新たな出会いやつながりにより、多くの活動の担い手を生み出し、活動が活発になることで、さらに人が集まるなど「活動の好循環」を生み出していく。	みんなでまちづくり課
5 1	親学出前講座の充実 保護者の家庭教育に対する意識の高揚を図り、もって家庭の教育力の向上を図ることを目的として、学校や保育園、幼稚園、サークル等から	生涯学習課

	の要請により、保護者の集まる機会に、職員等が親学に関する講座を実施する。	
52	<p>生涯学習センターとの連携による男女共同参画推進講座等の実施</p> <p>各地域における生涯学習活動において、男女共同参画についても学ぶ機会を増やすため、生涯学習センターと男女共同参画推進センターの共催による講演会の実施や、男女共同参画推進センターが講座プログラム等を提供する。</p>	<p>男女共同参画課</p> <p>生涯学習課</p>

基本目標Ⅱ さまざまな分野における男女共同参画の推進

施策の方向5 意思決定過程における男女共同参画の推進

誰にとっても生きやすく住みやすい社会の実現のためには、男女が社会における対等な構成員として意思決定過程に参画することが求められます。こうしたなか、本市においては、審議会等の行政組織や地域組織等において意思決定に関わる委員や役員など、女性の比率が全国と比べても低いことから、審議会・委員会等の委員や、自営の商工業や農業・林業従事者においても役員等への女性の登用促進が求められています。

このため、意思決定過程に参画し、活躍できる人材の発掘・育成に努めるとともに、積極的に女性を推薦できる仕組みについて検討していきます。

施策10 市の政策・方針決定過程における女性の登用促進

重点施策 女性活躍推進法対応

事業番号	事業	担当課
53	審議会・委員会等への女性登用促進 審議会や委員会等における女性委員の割合を高め、男女がともに政策や方針などの意思決定の場に参画できるようにするため、男女共同参画推進センター等において公募委員の募集情報を積極的に周知する。また、女性の登用促進のための仕組みの検討や、庁内関係各課に働きかけを行う。	男女共同参画課
54	女性のためのリーダー養成講座の実施 男女がともに政策や方針などの意思決定の場に参画できるよう、各分野で活躍する女性リーダーを養成するための講座を開催する。	男女共同参画課
55	新規 本市女性職員へのキャリア・アップ研修の実施 将来の女性リーダー育成を視野に、女性職員のキャリア意識の醸成とモチベーションの向上、女性リーダーに求められるスキル等の習得を図るため、女性職員のキャリア・アップ研修を実施する。	人事課
56	新規 本市管理職職員へのキャリア支援研修の実施 女性職員が仕事と生活の両立を図り、更なる活躍につなげるため、重要な役割を担う管理職等が女性の部下のキャリア支援に必要な考え方や知識の習得を図るため、女性活躍推進キャリア支援研修を実施する。	人事課

施策11 自営の商工業や農業・林業従事者、地域等における方針決定への女性の参画促進
女性活躍推進法対応

事業 番号	事業	担当課
57	管理職・役員等への女性登用促進に向けた啓発 管理職や役員等，意思決定の場における女性の参画を促進するため， 男女が共に参画することの意義や重要性などを分かりやすく示した資料 (パンフレット等)を作成・配布し，企業や地域に周知・啓発する。	男女共同参画課

基本目標Ⅲ 人権が守られ尊重される社会に向けた環境整備

施策の方向6 男女間におけるあらゆる暴力の根絶

本市においては、DV対策に早期に取り組み、継続的な啓発により市民の認知度も高まり、未然防止から被害者の支援までのしくみは整備されましたが、被害を受けながら、だれにも相談せず我慢している女性もいることから、相談窓口のさらなる周知を図るとともに、引き続き、相談から自立に向けた切れ目ない支援に取り組んでいく必要があります。

一方、近年、特に、若年層の被害が目立ってきている、SNSを通じた性暴力・性犯罪については、問題認識や、被害者に対する相談支援についての周知が十分とは言えない状況にあることから、若者やその保護者を対象とする性暴力・性犯罪に対する認識を高め、被害者や加害者にならないための啓発に取り組んでいきます。

※ DV対策の具体的な事業については、本計画の下位の分野別計画である「宇都宮市配偶者からの暴力対策基本計画」（平成26年3月策定、平成30年度改定予定）に準ずるものとし、事業の進行管理等を行います。

施策12 配偶者や恋人からの暴力対策の推進 **重点施策**

事業番号	事業	担当課
58	DVの未然防止対策の推進	男女共同参画課
59	相談体制の充実	男女共同参画課
60	緊急時における被害者の安全の確保	男女共同参画課
61	被害者の自立支援体制の充実	男女共同参画課
62	関係機関等との連携・協働によるDV対策の推進	男女共同参画課

施策13 女性に対する性暴力・性犯罪被害等の未然防止

事業番号	事業	担当課
63	セクハラ等被害防止啓発の実施 セクハラ等の女性に対する被害を防止するため、企業に対するセクハラ等被害防止啓発チラシの配布や男女共同参画推進週間、月間等において啓発パネル展を実施するなど、啓発を実施する。	男女共同参画課
64	新規 性暴力・性的被害等の未然防止 「AV出演強要・『JKビジネス』等に関する被害防止」に向けた注意を呼びかけるため、強化月間等に合わせ、HP等の各種媒体を活用した周知啓発を行うとともに、とちぎ性暴力被害者サポートセンター（とちエール）や警察等と連携を図りながら未然防止に努めていく。	男女共同参画課
65	新規 ストーカー被害者等に対する相談体制の充実と被害防止のための啓発 ストーカー被害者等に対し、被害者の状況に応じた相談支援を行うことが重要であることから、虐待・DV対策連携会議等において、被害の相談を受けた際の支援手順や部署間の連携を確認し、相談体制の充実を図るとともに、被害にあわないよう防犯講習会などにおいて周知に努める。	男女共同参画課 生活安心課
66	新規 青少年の性的被害未然防止の啓発 JKビジネス等「性の商品化」などに関する被害防止に向けた注意を呼びかけるため、青少年の非行・被害防止強化月間等に合わせ、周知啓発を行う。	青少年自立支援センター
67	新規 SNSを通じた被害等の未然防止 SNSで知り合った異性とのトラブルや性的な被害に合うという事件が多発していることから、被害防止に向けた注意を呼びかけるほか、子どもたちを児童ポルノ被害に遭わないようするため、子どもや保護者を対象に、注意喚起のための啓発活動を行う。	男女共同参画課 消費生活支援センター 学校教育課

基本目標Ⅲ 人権が守られ尊重される社会に向けた環境整備

施策の方向7 性に対する理解促進と性差に応じた健康支援

男女共同参画社会を実現し、全ての人が個性を生かし能力を発揮していくためには、健康であること、そして、互いの身体的性差を十分に理解し合い、人権を尊重し、思いやりをもって生きていくことが前提といえます。

特に女性は、妊娠・出産や女性特有の疾患等、ライフステージにおいて留意すべき点もあるなど、それぞれの性差に応じた健康管理に十分配慮する必要があります。

このため、自分の性について理解し、性と健康を守る自己決定能力を高めるとともに、他者についても理解し、尊重しあえるよう、性や健康に関する正しい知識や情報を提供し、性差やライフステージに応じた理解促進と健康支援に取り組んでいきます。

施策14 性についての理解促進

事業番号	事業	担当課
68	性教育サポート事業の実施 人工妊娠中絶の現状や心身への影響等についての認識を深め、適切な意思決定や行動選択ができるようにするため、市内全校の中学3年生を対象に、専門的立場の産婦人科医による講話を年1回度実施する。	学校健康課
69	エイズ予防啓発普及活動の実施 エイズ・性感染症に関する正しい知識を普及啓発し、市民一人ひとりが自分の問題としてとらえ、感染しない、感染させないための行動がとれるようにするとともに、エイズに対する誤解・偏見のない社会づくりを推進するため、講演会や学校等におけるパンフレットの配布などの啓発活動を実施する。	保健予防課
70	性といのちの健康教育出前講座の実施 思春期の若者を対象に、性と健康に関する正しい知識や情報を提供し、若者自身の性と健康を守る自己決定能力を育てるために、小・中・高校生を対象とした保健師等による性といのちの出前講座(健康教育)を実施する。	子ども家庭課
71	新規 LGBTに関する理解促進 LGBTに関する正しい情報提供と、理解促進を図るため、LGBTに関するリーフレットを作成し、子ども向け啓発パンフレット「かがやき」と一緒に小学生に配付するほか、HP等の各種媒体を活用したLGBT等に悩む方々に対する相談窓口の周知を行う。	男女共同参画課

施策15 性差に応じた健康支援

事業番号	事業	担当課
72	性差に応じた健康についての理解促進 男女がともに身体的特性について正しい情報を入手し理解し合い、生涯を通じて健康を享受できるよう、性差に応じた健康講座を実施する。	男女共同参画課
73	がん検診の実施 健康に関する関心を高め、男女の身体的特性を理解するとともに、すべてのがんの早期発見・早期治療を促進するため、がん検診を実施する。	健康増進課
74	女性の健康力アップ事業の実施 女性の健康に関する知識の向上と、女性を取り巻く健康問題に対する社会的関心を高めるため、厚生労働省が主唱する女性の健康週間に併せて、パネル展示や健康教育等を実施する。	健康増進課
75	【拡充】 妊産婦健康診査の実施 安心して妊娠・出産に取り組めるようにするため、妊産婦健診を実施し、妊娠中および出産後の異常の予防・早期発見・早期治療を支援する。	子ども家庭課
76	不妊に悩む人への支援 子どもに恵まれず不妊治療を受けている夫婦に対し、経済的負担の軽減を図るため、医療保険適用外の不妊治療費の一部を助成する。	子ども家庭課
77	【新規】 こころの健康づくり対策 こころの健康の保持増進を図るため、精神保健に関する正しい知識の普及啓発につとめ、精神疾患の早期発見、早期治療につなげるとともに、市民が健康で生きがいを持った生活ができるよう事業を推進する。	保健予防課
78	【新規】 産後ケア事業等の実施 出産直後の母子への心身ケアや育児のサポートを行うため、産後うつなどの疑いのある母親に対し、宿泊・通所・訪問等による支援を実施する。	子ども家庭課

第5章 計画の推進

1 市民、事業者、関係団体等との協働

市民、事業者、男女共同参画推進団体等の主体的な取組を支援するとともに、それぞれと連携・協働しながら施策・事業に取り組みます。

2 宇都宮市男女共同参画推進センター「アコール」を中核とした男女共同参画の推進

宇都宮市男女共同参画推進センター「アコール」は、本市の男女共同参画の推進拠点として、以下の4つの機能のもと、関係機関・団体等と連携し各種事業を行います。

- (1) 男女共同参画の推進に関する講座や講演会及び研修会を開催します。
- (2) 男女共同参画の推進に関する相談に応じ、指導を行います。
- (3) 男女共同参画の推進に関する活動を行う市民、事業者又は民間団体の交流を促進します。
- (4) 男女共同参画の推進に関する情報の収集・提供、学習活動支援等を充実します。

☆愛称「アコール」

- ・平成29年度、市民により親しまれるセンターを目指し、愛称募集を行い、決定したセンターの愛称（平成29年10月25日公表）
- ・フランス語で「和音」を意味し、一人ひとりの多様な個性が寄り添い、重なり合って、相乗効果をもたらしながら、新たなハーモニーを醸成していくイメージを、男女共同参画社会に向けたたけの思いにつなげたもの

3 推進体制

(1) 宇都宮市男女共同参画推進委員会の設置

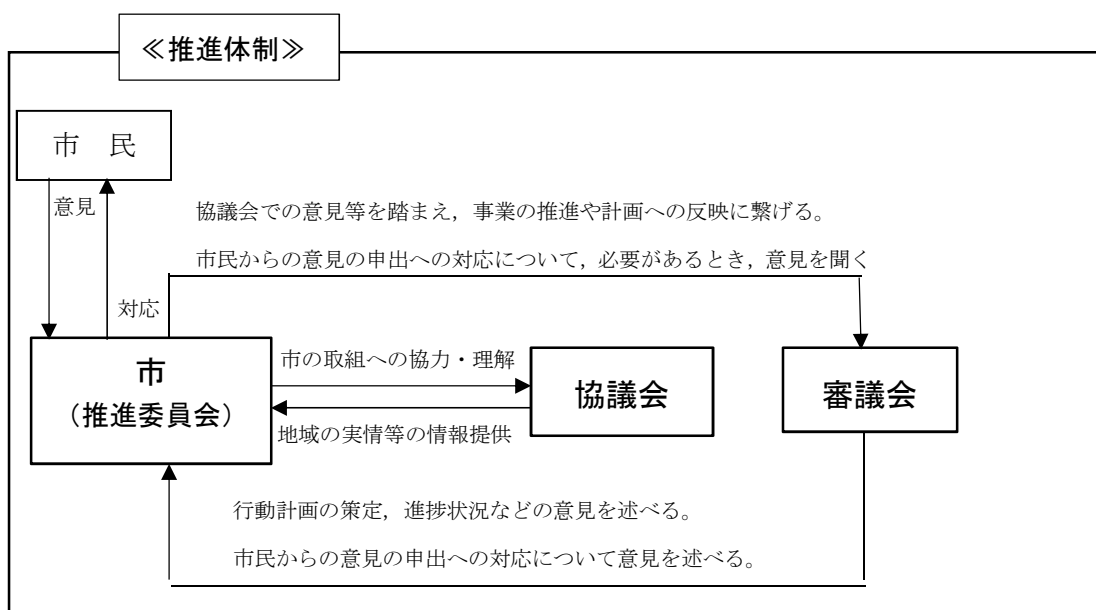
行動計画の策定及び推進、その他男女共同参画に関する施策等について検討するため、庁内関係部署から成る「男女共同参画推進委員会」を設置します。

(2) 宇都宮市男女共同参画審議会の設置

行動計画の策定又は変更、進捗状況や男女共同参画の推進に関する事項に対し意見を述べるため、学識経験者や関係機関、公募の市民などで構成する「宇都宮市男女共同参画審議会」を設置します。

(3) (仮称)宇都宮市女性活躍推進協議会の設置の検討

本市における女性活躍推進に関する取組を効果的かつ円滑に推進していくため、行政と関係機関・団体等が連携のうえ、地域における様々なネットワークを形成し、地域の実情を踏まえた女性活躍の取組について協議を行う組織として、「(仮称)宇都宮市女性活躍推進協議会」の設置の検討をします。



4 計画の進行管理

「宇都宮市男女共同参画推進条例」の第15条に基づき、毎年、行動計画の実施状況について年次報告書を作成し、公表します。年次報告書について、宇都宮市男女共同参画審議会をはじめ、市民の皆さんから意見を聴取し、次の施策に活かします。

5 調査・研究

男女共同参画を効果的に推進するためには、国際社会や国・県の動向などに留意・協調することが重要です。男女共同参画を取り巻く課題を的確に捉え、新たな施策に取り組むためにも、男女共同参画に関する調査・研究に取り組みます。